

令和 5 年度 版

# 業 務 概 要

< 令和 4 年度 実績 >

長崎こども・女性・障害者支援センター

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22

(代表) TEL 095-844-5132

FAX 095-844-1849

佐世保こども・女性・障害者支援センター

〒857-0034 佐世保市万徳町 10-3

(代表) TEL 0956-24-5162

FAX 0956-24-5087



# 目 次

## こども・女性・障害者支援センターの概要

1	こども・女性・障害者支援センターの沿革	1
2	センターの支援内容	1
3	相談窓口の管轄区域	2
4	組 織	3
5	職員数	4
6	所在地	6
7	資 料	7

## こども支援 [児童相談所]

	児童憲章	1
( )	児童相談所	
1	設置の目的	2
2	受け付ける相談の内容	3
3	相談業務の流れ	4
4	援助の種類と内容	5
5	他機関との関係	6
( )	業務実績	
1	受付件数の年度推移	8
2	相談受付と処理の状況	10
3	相談別にみた問題の傾向	12
4	巡回相談	23
5	療育手帳	24
6	判定業務	25
7	児童福祉司等の指導	29
8	児童福祉施設等入所・通所・委託	30
9	里親制度に関すること	31
10	一時保護	34
( )	統計資料	35

## 女性支援 [婦人相談所] [配偶者暴力相談支援センター]

( )	女性相談について	
1	女性相談(婦人保護事業)とは	1
2	女性相談の実施機関	1
3	相談業務の内容	2
4	相談支援の流れ	3

( )	相談事業の概要		
1	相談件数等の推移	.....	5
2	相談の内訳	.....	7
3	保護命令取扱い件数の推移	.....	10
4	事業	.....	11
5	研修会の開催・講師派遣等	.....	11
( )	一時保護		
1	一時保護の推移	.....	12
2	昨年度の状況	.....	13
3	入所中の対応	.....	15
4	婦人保護施設への措置業務	.....	17

### 身体障害者支援 [身体障害者更生相談所]

( )	身体障害者更生相談所		
1	設置の目的	.....	1
2	相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務	.....	1
3	業務内容	.....	2
( )	業務実績		
1	相談判定業務	.....	4
2	身体障害者手帳	.....	9
3	巡回相談	.....	12
4	地域リハビリテーション推進事業等会議関係	.....	12
5	思いやり駐車場利用証交付実績(旧パーキング・パーミット制度)	.....	13
6	ヘルプマーク交付実績	.....	13
( )	身体障害者手帳所持者数(県障害福祉課調べ)		
1	障害別	.....	14
2	等級別	.....	14
3	年齢別・市町別	.....	15
4	年齢別・障害別	.....	16

### 知的障害者支援 [知的障害者更生相談所] [障害者権利擁護センター]

( )	知的障害者更生相談所		
1	設置の目的	.....	1
2	業務内容	.....	1
3	相談判定業務と療育手帳交付事務	.....	2
( )	業務実績		
1	相談内容別取扱件数	.....	3
2	判定件数・判定書等交付件数	.....	3
3	福祉事務所別相談件数	.....	4
4	判定書等文書対応件数(再掲)	.....	4
5	年齢別判定件数	.....	5
6	判定結果内訳	.....	6
( )	療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)		
1	年齢・障害程度別 全県計	.....	8

2	市町別・程度別	9
3	市町別・年齢別	10
( )	障害者権利擁護センター	
1	設置の目的	11
2	業務内容	11
3	対応状況等	11
4	研修会等	12

### 精神障害者支援・こころの健康保持増進

#### [精神保健福祉センター] [ひきこもり地域支援センター]

#### [高次脳機能障害支援センター]

( )	精神保健福祉センター	
1	設置の目的	1
2	業務内容	1
( )	業務実績	
1	企画立案	3
2	技術指導及び技術援助	3
3	人材育成(教育研修)	7
4	普及啓発	9
5	調査研究	10
6	精神保健福祉相談(外来診療を含む)	11
7	組織育成	18
8	精神医療審査会の審査に関する業務	20
9	自立支援医療費(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定	21
10-1	心の健康づくり推進事業(こころの電話)	22
10-2	学校危機へのこころの緊急支援事業 (こころの緊急支援対策システム整備事業)	24
10-3	精神障害者社会参加促進事業	27
10-4	自殺総合対策事業	29
10-5	依存症関連事業	31
10-6	災害時こころのケア体制整備事業	37
10-7	精神保健福祉従事者の資質向上	39
10-8	ひきこもり地域支援センター	40
10-9	高次脳機能障害支援センター	47

## こども・女性・障害者支援センターの概要

## 1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

## 2. センターの支援内容

### (1) こどもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満のこどもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術が必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

### (2) 女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や男女を問わずDV被害者からの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っている。

### (3) 障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておこる障害（高次脳機能障害）のある方への支援も行っている。

### (4) こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気にに関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

### 3 相談窓口の管轄区域

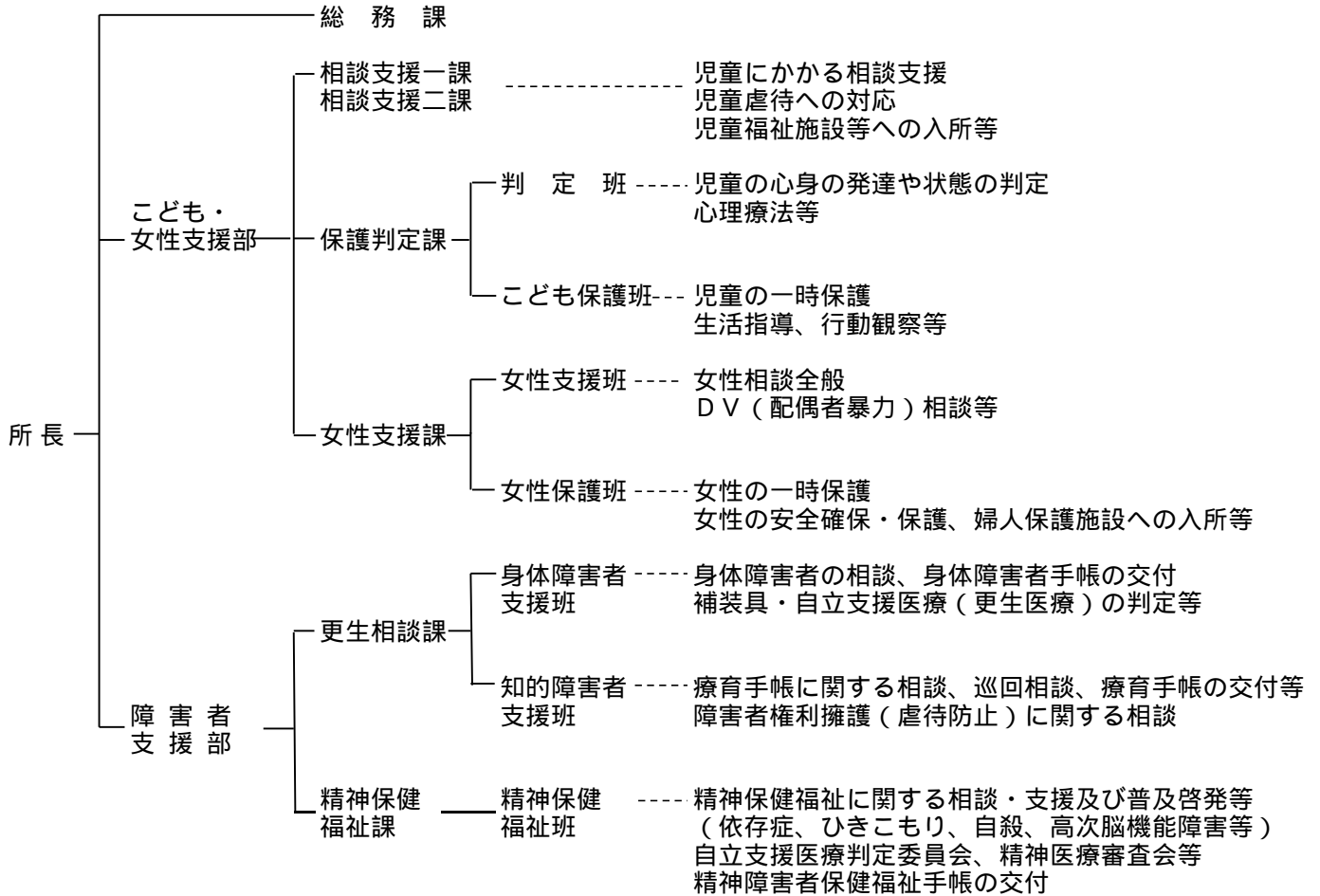
長崎子ども・女性・障害者支援センター……

佐世保子ども・女性・障害者支援センター……

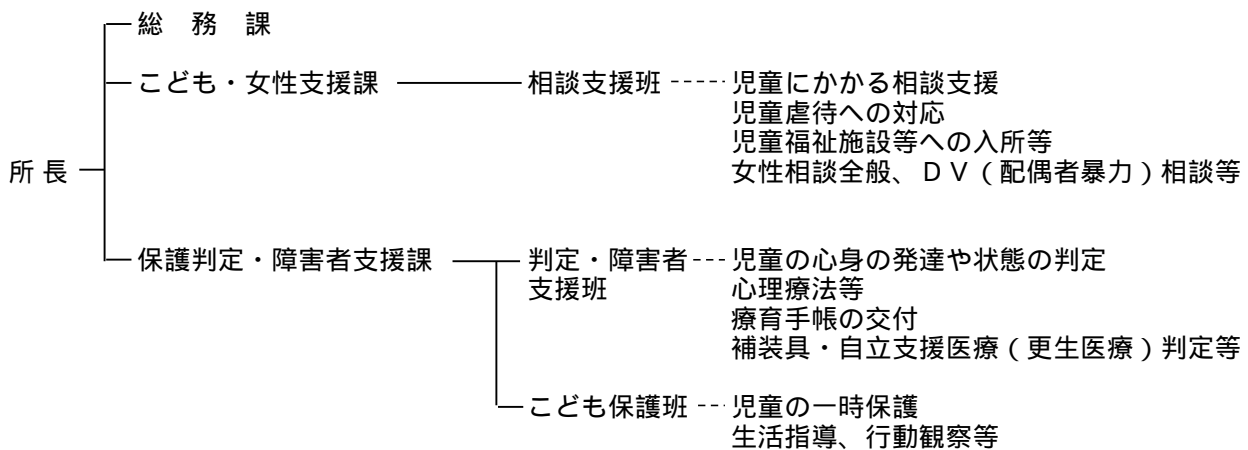
	「児童相談所部門 子どもに関する相談」	「婦人相談所部門 女性に関する相談」	「DV（配偶者暴力） 女性に関する相談」	「配偶者暴力相談支援センター 部門」	「知的障害者更生相談所部門 身体障害者更生相談所部門 知的障害者更生相談所部門 身体障害者/知的障害に関する相談」	「障害者権利擁護センター 部門」	「精神保健福祉センター 部門」	「精神障害に関する相談」 「心の健康相談」	「高次脳機能障害支援センター 部門」	「高次脳機能障害に関する相談」	「ひきこもり地域支援センター 部門」
長崎市											
島原市											
諫早市											
大村市											
五島市											
西海市											
雲仙市											
南島原市											
西彼杵郡長与町											
西彼杵郡時津町											
南松浦郡新上五島町											
佐世保市											
平戸市											
松浦市											
対馬市											
壱岐市											
東彼杵郡東彼杵町											
東彼杵郡川棚町											
東彼杵郡波佐見町											
北松浦郡小値賀町											
北松浦郡佐々町											

## 4. 組織

### 長崎こども・女性・障害者支援センター



### 佐世保こども・女性・障害者支援センター





5 職員数

長崎こども・女性・障害者支援センター 注) [ ]は兼務職員

R5.4.1 現在

所 次	総務課						こども・女性支援部																				計															
	課 長 (事)	係 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任 用 事 務	計	課 長 (社)	相談支援一課						相談支援二課				保護判定課						女性支援課																		
								課 長 (社)	専 門 幹 事 (SV)	係 長 (社)	児 童 福 祉 司	任 用 電 話 相 談 員	任 用 児 童 相 談 協 力 員	課 長 (社)	専 門 幹 事 (SV)	係 長 (社)	児 童 福 祉 司	任 用 里 親 支 援 員	判定班			こども保護班			課 長 (社)	女性支援班		女性保護班														
																			係 長 (社)	係 長 (社)	児 童 心 理 司	任 用 心 理 判 定 員	嘱 託 医	専 門 幹 事 (SV)		係 長 (社)		係 長 (事)	児 童 指 導 員	係 長 (保)	任 用 心 理 療 法 担 当 職 員	宿 日 直 業 務 員	係 長 (社)	任 用 婦 人 相 談 員	専 門 幹 事 (事)	相 談 指 導 員 (社)	任 用 心 理 職 員	保 育 士	管 理 宿 直 員	嘱 託 医		
1	1	[1]	1	1	1	3	8	1	1	1	2	12	3	2	1	1	2	12	3	1	1	1	5	3	1	1	1	1	7	[1]	1	8	1	1	1	2	1	1	1	4	1	87
								1	1	1	2	12			1	1	2	12																								

下段は児童福祉司任用有資格者数

部 長 (保)	障 害 者 支 援 部																課 長 (保)	医 長	計	兼 務 保 健 所	長 崎 市 派 遣	所 属 計												
	更生相談課								精神保健福祉課																									
	身体障害者支援班				知的障害者支援班				精神保健福祉班																									
	専 門 幹 事 (社)	係 長 (保)	係 長 (理)	社 会 福 祉	作 業 療 法 士	言 語 聴 覚 士	任 用 事 務	嘱 託 医	専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	心 理 判 定 員	係 長 (心 理 判 定 員)	心 理 判 定 員	任 用 心 理 判 定 員	嘱 託 医	課 長 (保)							医 長	専 門 幹 事 (社)	係 長 (社)	係 長 (理)	係 長 (保)	事 務	社 会 福 祉	保 健 師	言 語 聴 覚 士	作 業 療 法 士	任 用 事 務	依 存 症 対 策 相 談 員
1	1	1	1	1	[1]	[1]	3	10	[1]	1	1	[2]	[5]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	4	1	1	43	[13]	1	139

( )内は職種の略  
 事 = 一般事務  
 社 = 社会福祉  
 医 = 医師  
 警 = 警部  
 保 = 保健師  
 理 = 理学療法士  
 作 = 作業療法士  
 運 = 運転士

は会計年度任用職員及び嘱託 54名

佐世保子ども・女性・障害者支援センター 注) [ ]は兼務職員

R5.4.1現在

所 長 (社)	次 長 (事)	総務課				計
		課 長 (事)	事 務	技 師 (運)	任用	
					事 務	
1	1	[1]	1	1	1	5

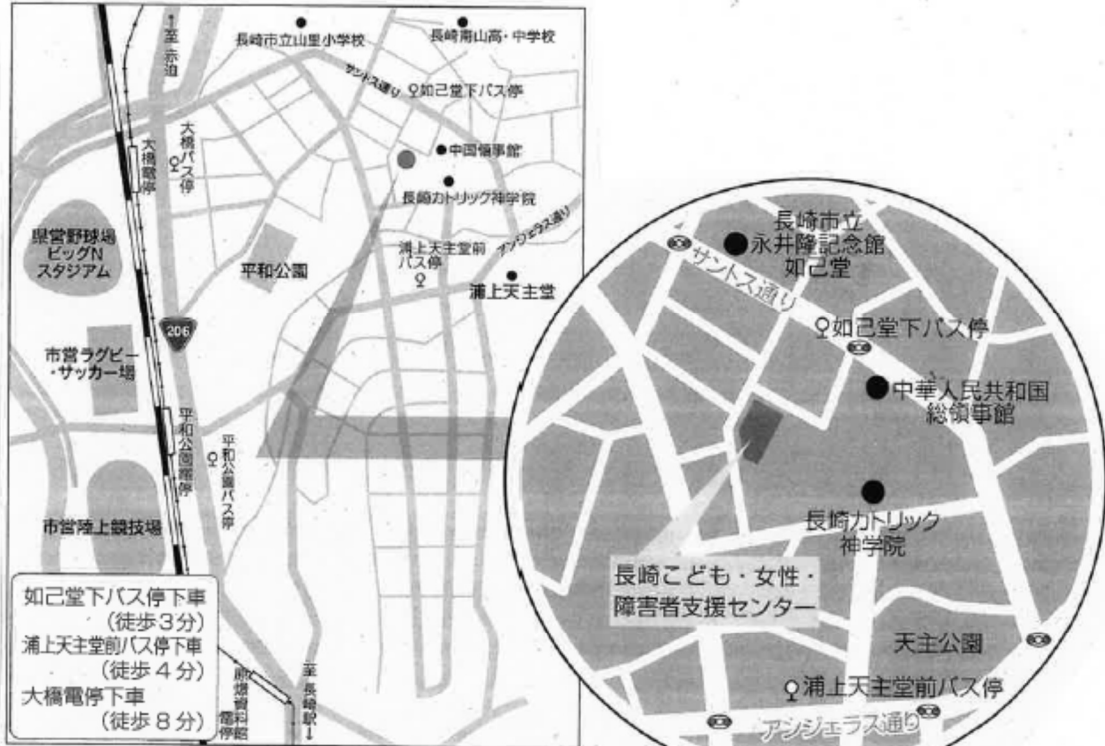
子ども・女性支援課											計
課 長 (社)	相談支援班										
	専 門 幹 (社) SV	係 長 (社) SV	係 長 SV 以外	児 童 福 祉 司	女 性 相 談 ケ ー ス ワ ー カ ー	任用					
						児 童 相 談 協 力 員	里 親 支 援 員	確 認 業 務 員	児 童 虐 待 安 全	婦 人 相 談 員	
1	2	2	1	10	1	1	1	1	1	1	22
1	1	1	0	8	1						

下段は児童福祉司任用有資格者数

保護判定・障害者支援課													計	兼 務 保 健 所	所 属 計
課 長 (社)	判定・障害者支援班						子ども保護班				係 長 (保)				
	係 長 (社)	係 長 (理)	児 童 心 理 司	任用		嘱 託 医	専 門 幹 (社)	係 長 (事)	児 童 指 導 員	任用					
				事 務	知 的 障 害 者 判 定 事 務 員					心 理 療 法 担 当 職 員	宿 日 直 業 務 員				
1	2	1	3	1	1	7	1	2	4	1	9	[1]	33	[10]	60

は会計年度任用職員及び嘱託 25名

6 所在地



**長崎こども・女性・障害者支援センター**  
 〒852-8114  
 長崎県長崎市橋口町10番22号  
 TEL(095)844-5132  
 FAX(095)844-1849



**佐世保こども・女性・障害者支援センター**  
 〒857-0034 佐世保市万徳町10-3  
 (代表) TEL 0956-24-5162  
 FAX 0956-24-5087

## 7 資料

### (1) 管内概況

令和5年4月30日現在

区分 管内都市別	総人口 (4.10.1)	18歳未満 (4.10.1)	児 童		療育手帳 所持者 (5.3.31)	身体障害者 手帳所持者 (5.3.31)	う ち 障 害 別				精神障害者 手帳所持者 (5.3.31)	女 性 相 談 件 数 (5.3.31)
			相 談 件 数 (5.3.31)	施 設 入 所 (5.3.31)			視 覚	聴・音・平	肢 体	内 部		
長崎市	398,836	54,657	1,835	34	4,529	22,590	1,629	3,205	9,834	7,922	5,460	1,524
島原市	42,090	6,340	133	1	540	2,214	170	220	1,029	795	339	106
諫早市	132,455	21,338	607	9	1,618	5,687	424	609	2,680	1,974	1,150	110
大村市	96,404	18,148	639	4	1,284	4,010	243	479	1,818	1,470	1,036	108
五島市	33,233	4,220	119	2	588	1,974	193	227	919	635	511	32
西海市	25,035	3,262	105	2	437	1,636	118	188	776	554	210	21
雲仙市	40,221	5,927	128	0	635	2,306	177	200	1,220	709	318	28
南島原市	40,465	5,506	130	0	596	2,351	171	232	1,163	785	373	60
市 計	808,739	119,398	3,696	52	10,227	42,768	3,125	5,360	19,439	14,844	9,397	1,989
西彼杵郡	69,190	12,485	306	2	638	2,752	200	326	1,207	1,019	539	141
南松浦郡	16,676	1,824	44	1	344	1,074	83	103	543	345	184	10
郡 計	85,866	14,309	350	3	982	3,826	283	429	1,750	1,364	723	151
佐世保市	237,217	36,630	1,204	17	2,862	12,621	884	1,378	5,899	4,460	2,476	512
平戸市	28,314	3,907	112	0	454	2,073	164	249	981	679	284	35
松浦市	20,506	2,969	97	1	341	1,340	77	171	678	414	174	15
対馬市	27,271	3,716	76	0	389	2,212	123	444	979	666	301	1
壱岐市	23,938	3,672	113	2	390	1,419	80	157	705	477	221	9
市 計	337,246	50,894	1,602	20	4,436	19,665	1,328	2,399	9,242	6,696	3,456	572
東彼杵郡	34,590	5,338	186	3	545	1,966	142	206	991	627	290	51
北松浦郡	16,130	2,948	98	2	171	702	47	81	332	242	117	82
郡 計	50,720	8,286	284	5	716	2,668	189	287	1,323	869	407	133
県 外			168	1	0	0	0	0	0	0	0	147
その他(不明)			39	0	0	0	0	0	0	0	0	118
合 計	1,282,571	192,887	6,139	81	16,361	68,927	4,925	8,475	31,754	23,773	13,983	3,110

児童相談件数の都市別は保護者の居住の区分による。「その他(不明)」は保護者のないもの(施設入所児)。

(県内全域) (県内全域)

女性相談件数の「その他(不明)」は住所不明

「聴・音・平」- 聴覚・音声・平衡・障害 内部 - 心臓ほか

(2) 沿革

中央児童相談所・長崎知的障害者更生相談所		婦人相談所		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を借用して中央児童相談所を発足	昭和 32. 4. 1 32. 7.27  32,12.10 33. 5. 7 33. 7.10	「売春防止法」施行 「長崎県婦人相談所の名称位置及び管轄区域を定める条例」施行 「長崎県婦人相談所」を長崎市東中町40番地（長崎県社会福祉協議会内）に開設 長崎市立山町旧県庁舎内に移転 長崎市東中町40番地の新庁舎に移転 「長崎県婦人保護施設設置条例」公布	昭和 27. 2	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足	昭和 40. 6.30  44.10. 1  54. 4. 1 59. 4. 1 63. 7. 1  7. 7. 1 9. 4. 1 14. 4. 1	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生センター設置が規程される  長崎県精神衛生センターを諫早市栄田町26-49に設置（専任職員3名・所長兼任）  所長が専任となる  精神衛生相談専用の「こころの電話」設置  精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称  精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称 大村市西三城町12（旧大村保健所）へ移転  精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付法45条の精神障害者保健福祉手帳の交付 精神医療審査会業務
24. 8	同上隣接地に庁舎新築			昭和 28. 7	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を併設発足		
28. 7	長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転			35.10	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設		
37. 4	2係1室制施行 (庶務係、相談判定係、児童福祉司室)			41. 4	佐世保身体障害者更生相談所の設置に伴い名称を長崎身体障害者更生指導所と変更し管轄区域を改正		
39. 4	組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)			48. 4	長崎市茂里町3番24号に新築移転		
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転併設			平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管		
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置		
46. 5	庁舎全面改築竣工						
58. 5	テレホン相談開設						
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係						
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 13.10.13	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)機能を指定				
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	14. 4. 1					
平成19.4	「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転						
19.7.1	障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置						
22.4.1	組織改正 2部6課制(総務課、こども・女性支援部(相談支援課、保護判定課、女性支援課(新設))、障害者支援部(更生相談課、精神保健福祉課))						
23.4.1	組織改正 障害者支援部 更生相談課(身体障害者支援班、知的障害者支援班)・精神保健福祉課(精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班)						
25.4.1	障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置						
31.4.1	組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班(1班体制)						
令和 2.4.1	組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に (2課体制)						

佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所		佐世保知的障害者更生相談所	
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を借用して佐世保児童相談所を発足				
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮庁舎新築				
26. 2	同市上町に庁舎新築移転				
35.10	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内に併設			昭和 35.10	佐世保児童相談所内（佐世保市上町）に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世保分室を開設
37. 4	2係1室制施行 （庶務係、相談判定係、児童福祉司室）				
39. 4	組織改正3課制 （庶務課、相談調査課、判定指導課）				
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世保精神薄弱者更生相談所として独立させ所内に併設			41. 4	同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者更生相談所として分離独立
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係				
48. 4	佐世保市万徳町10-3に新庁舎竣工移転	昭和 48. 4	長崎県身体障害者更生指導所より分離独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣工移転に合わせ、同児童相談所内（佐世保市万徳町10番3号）に佐世保身体障害者更生相談所を設置発足業務開始	48. 4	佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より独立して所内に併設				
58. 5	テレホン相談開設	48. 6			
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係				
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成 10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世保知的障害者更生相談所に名称変更
平成19.4	佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合				
21.4.1	組織改正4課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、こども保護判定課（判定班 こども保護班）、障害者支援課）				
令和 4.4.1	組織改正3課制（総務課、こども・女性支援課（相談支援班）、保護判定・障害者支援課（判定・障害者支援班 こども保護班））				

こども支援

[ 児童相談所 ]

# 児 童 憲 章

〔昭和 26 年 5 月 5 日宣言〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

**児童は、人として尊ばれる。**

**児童は、社会の一員として重んぜられる。**

**児童は、よい環境のなかで育てられる。**

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。



## ( ) 児童相談所

### 1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成16年の12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

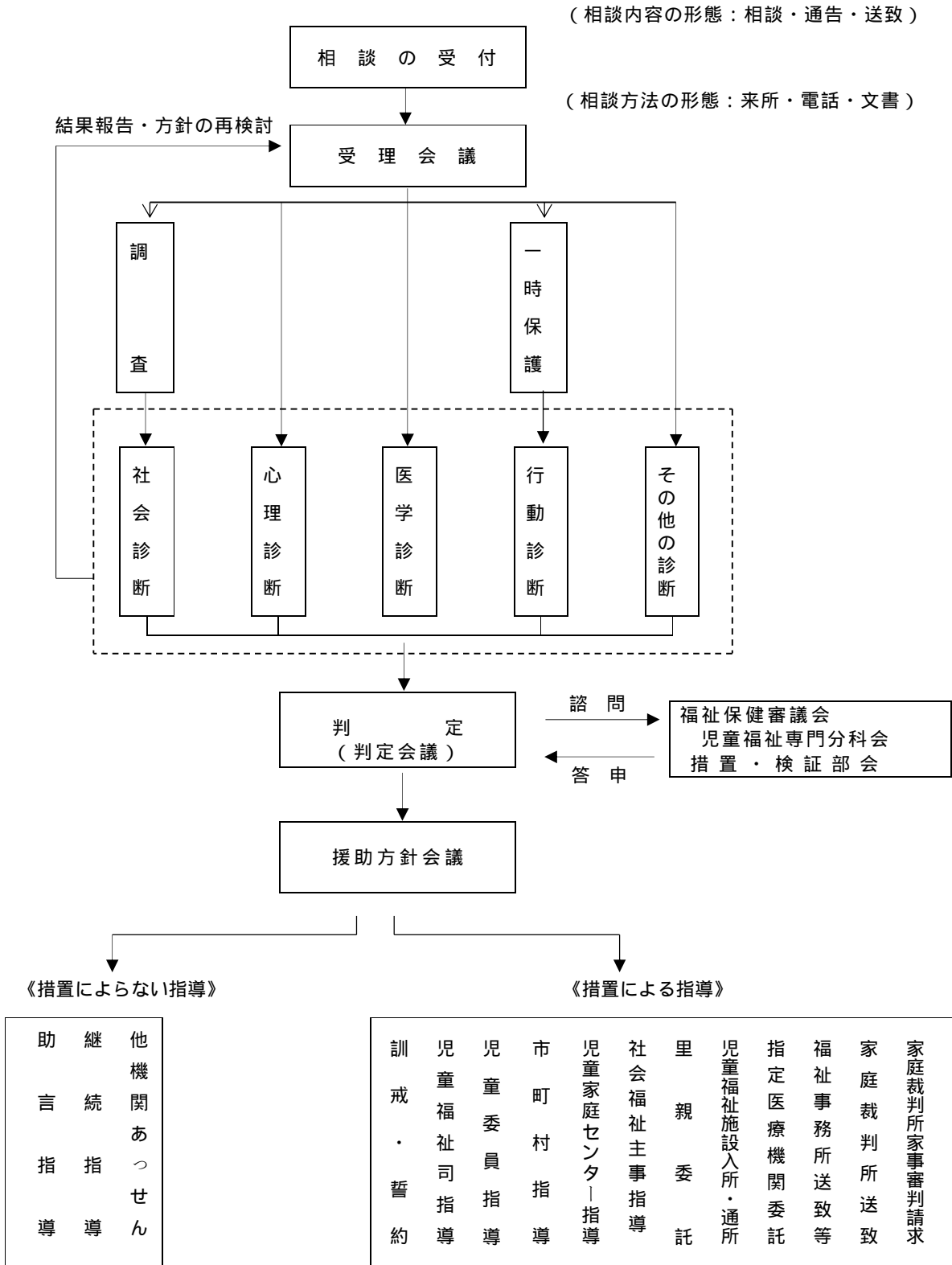
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

## 2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否）
	その他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保健	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	発達障害等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育成相談	性格行動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 *非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他	上記のいずれにも該当しない相談

### 3 相談業務の流れ



#### 4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援助の種類			内容
在宅指導等	措置によらない指導	面接指導	助言指導 1～3回程度の助言、指示等による指導
			継続指導 心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも回数以上にわたって継続する指導
			他機関あっせん 他の児童相談所、保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関にあっせんする指導
	措置による指導		訓戒・誓約 児童本人や保護者に対し訓戒を行い、誓約書を提出させる指導
			児童福祉司指導 問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が家庭や学校等訪問し、環境調整を行う
			児童委員指導 問題が家庭内にあり、家庭関係の調整程度で解決が容易な場合に行う
			市町村指導 地理的要件や過去の相談経緯等から、身近な場所で継続的に寄り添った支援が適当な場合に行う
			児童家庭支援センター指導 訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成、その他児童又はその保護者等に必要な援助
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 問題がそれほど複雑なものでなく、主として環境的条件によるもので、指導が比較的容易な場合に行う	
	児童福祉施設	入所	家庭環境や本人の行動上の問題、心身障害などのため一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童を児童福祉施設へ入所又は指定医療機関に委託する措置
通所			
指定医療機関委託			
里親委託			知事から里親と認定され登録した人に、要保護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託
福祉事務所送致等			15歳以上の児童で障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合や、母子生活支援施設、助産施設への入所が必要な場合、援護の実施機関（福祉事務所又は市町村）に送致又は通知する措置
家庭裁判所送致			行動の自由を制限したり、少年法による処分等を必要とする児童を家庭裁判所に送致する措置
家庭裁判所家事審判請求			保護者の意に反して施設入所を行う場合の承認申請、親権喪失・停止宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求
その他			上記のいずれにも該当しない処遇

## 5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関係機関名	関係機関から児童相談所へ
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭調査および児童、保護者指導の依頼</li> <li>巡回相談等の協力依頼</li> <li>助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致</li> </ul>	福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童の送致</li> <li>児童の判定、指導依頼</li> <li>指導措置委託後の報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭調査および児童、保護者指導の依頼</li> </ul>	児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童の通告</li> <li>指導措置委託後の報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託</li> </ul>	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童の通告</li> <li>指導措置委託後の報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保健指導依頼</li> </ul>	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等の判定、指導依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の一時保護委託</li> <li>児童の捜索依頼</li> <li>立入調査への援助依頼</li> <li>児童虐待への対応における情報共有</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>触法、く犯行為等児童の通告</li> <li>棄児、迷い子等、要保護児童の通告</li> <li>児童虐待への対応における情報共有</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>少年法の適用が必要な児童の送致</li> <li>強制的措置の申請</li> <li>施設入所に伴う承認申請</li> <li>後見人の選任、解任の請求</li> <li>親権喪失・停止宣告の請求</li> </ul>	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法の措置を求める児童の送致</li> <li>保護処分(児童自立支援施設、児童養護施設送致)による児童の送致</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の施設入所措置</li> <li>措置後の指導</li> </ul>	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所児童の判定、指導依頼</li> <li>措置の解除、変更等の届</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助</li> <li>1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力</li> <li>巡回相談等の協力依頼</li> <li>障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の通知</li> <li>児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託</li> <li>市町での対応が可能な事案の送致</li> </ul>	市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼</li> <li>児童相談のうち医学的・心理学的・教育的・社会学的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼</li> <li>要保護児童の送致</li> <li>1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼</li> <li>障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の判定依頼</li> <li>指導措置委託後の報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等の援助依頼</li> </ul>	保育所 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>通園児童の判定、援助依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する調査および指導依頼</li> <li>児童の健全育成指導</li> </ul>	学 校	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童の相談、通告</li> <li>児童の判定、指導依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>適正就学の依頼</li> </ul>	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児等の判定、指導依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非行防止活動への参加</li> </ul>	少年センタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童の判定、指導依頼</li> </ul>

## 附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいつそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応じているところである。

注)・「機関は」P28の「他機関との関係」による  
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)	0	0	0
児童委員(主任児童委員)	2	0	2
保健所	0	0	0
警察署	1	0	1
家庭裁判所	1	0	1
児童福祉施設	3	1	4
市 町	0	0	0
保育所・幼稚園	0	0	0
学校	1	1	2
教育委員会	1	0	1
少年センター	0	0	0
その他	9	2	11
計	18	4	22

( )業務実績

1 受付件数の年度推移

令和4年度の相談受付総件数は6,122件で、前年度に比して10件減少した。

テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。なお、テレフォン相談は、令和3年度末で廃止した。

図1 児童相談所別受付件数

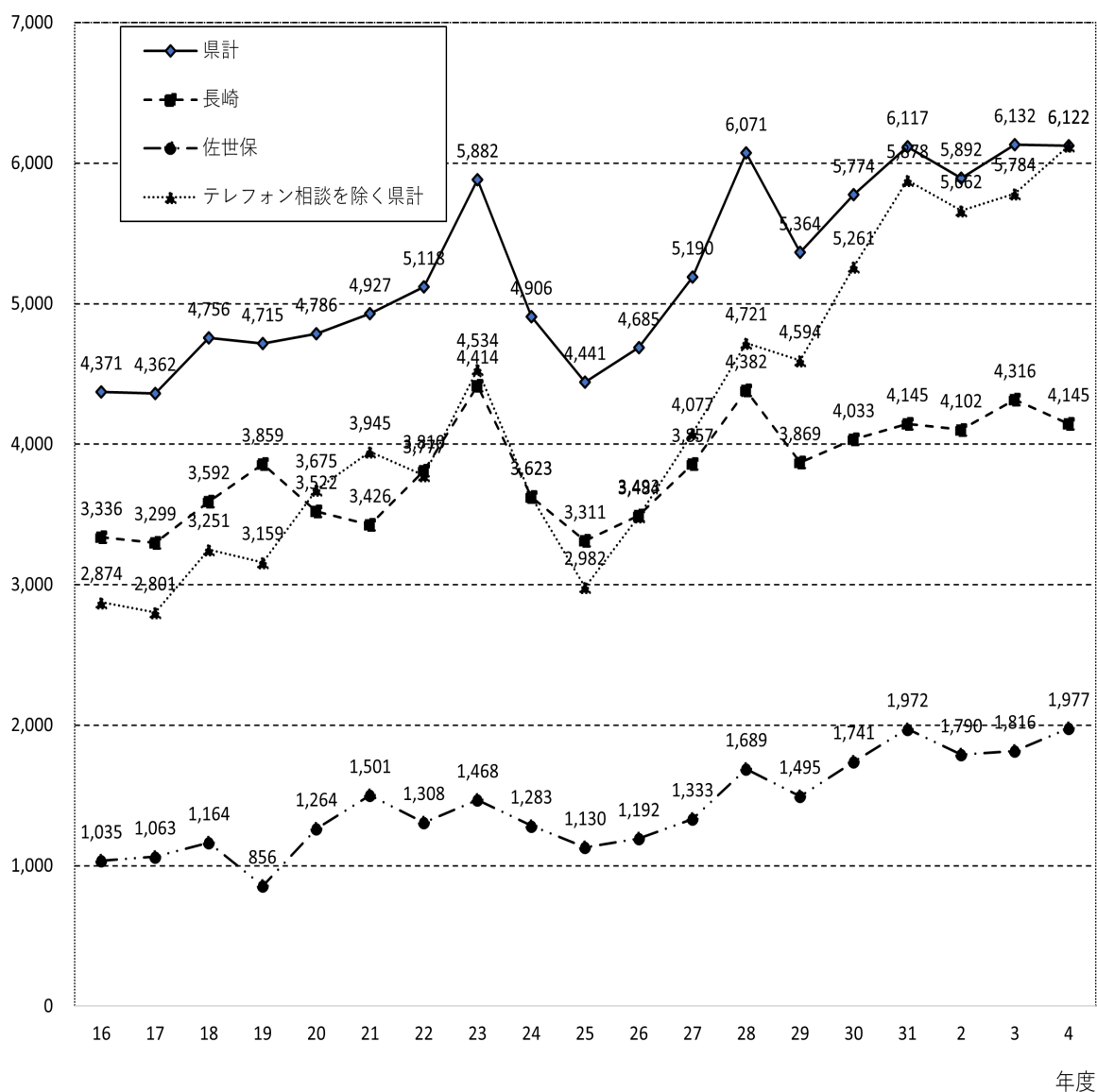
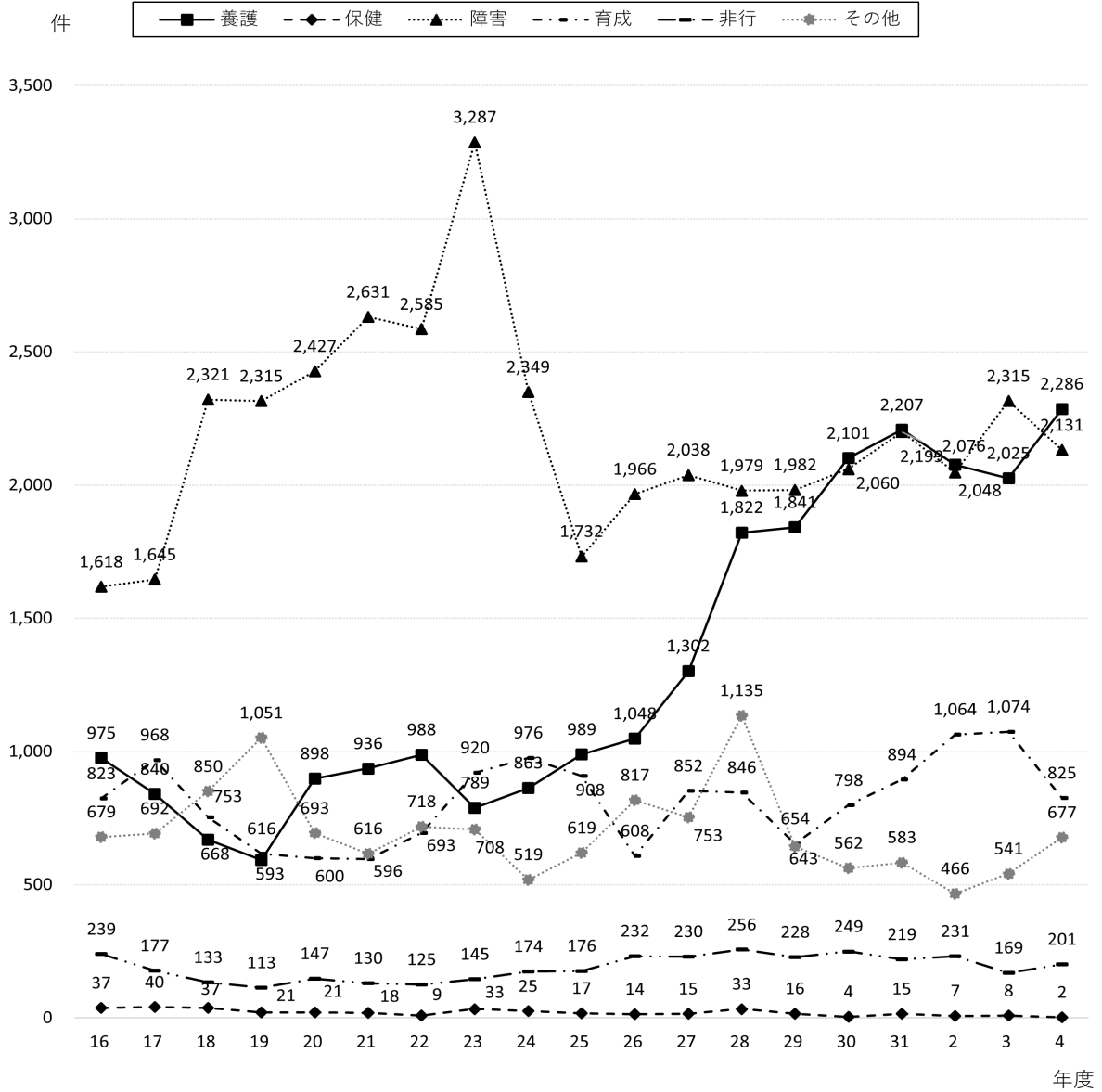


図2 相談内容別受付件数





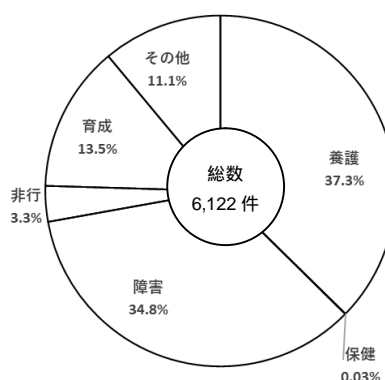
## 2 相談受付と処理の状況（令和4年度）

「経路別受付」及び「年齢別受付」の件数には、性別不詳件数、年齢不詳件数が集計されており、「相談別受付」と件数が異なります。

### （1）相談別受付

相談受付の総件数は6,122件で、前年度の6,132件に比べ10件減少した。相談種別で見ると、養護相談が37.3%（2,286件）で最も多くを占めており、ついで障害相談が34.8%（2,131件）、育成13.5%（825件）、非行3.3%（201件）、保健0.03%（2件）である。

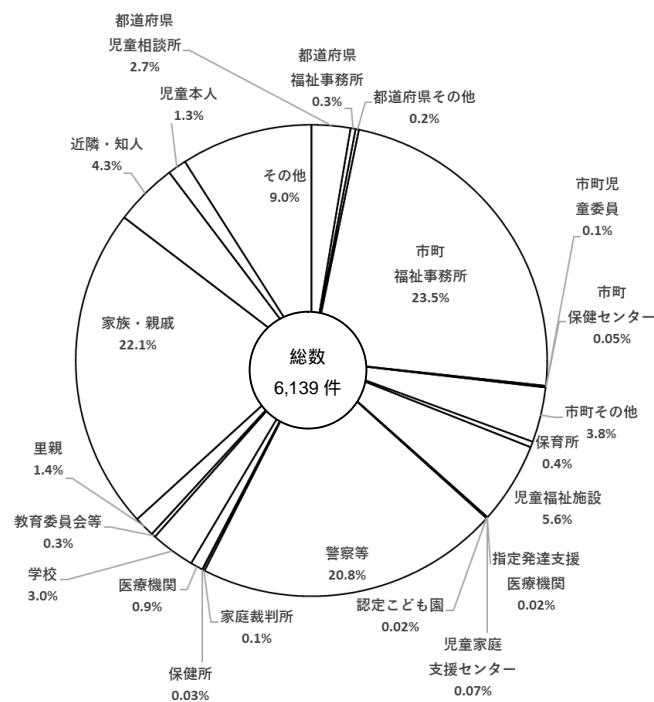
	長崎	佐世保	計
養護	1,481	805	2,286
保健	0	2	2
障害	1,517	614	2,131
非行	107	94	201
育成	603	222	825
その他	437	240	677
計	4,145	1,977	6,122



### （2）経路別受付

市町の福祉事務所からの相談が最も多く23.5%（1,435件）を占めている。

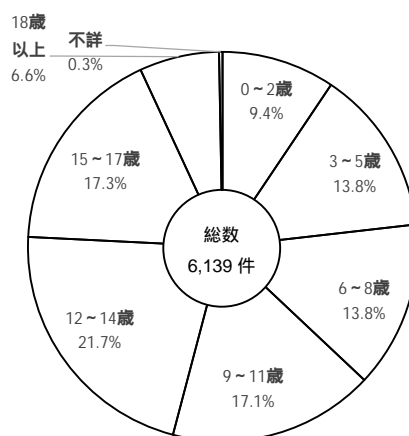
	長崎	佐世保	計	
都道府県	児童相談所	77	85	162
	福祉事務所	11	10	21
	保健センター	0	0	0
	その他	13	1	14
市町	福祉事務所	1,021	414	1,435
	児童委員	1	3	4
	保健センター	1	2	3
	その他	129	102	231
保育所	21	3	24	
児童福祉施設	226	115	341	
指定発達支援医療機関	1	0	1	
児童家庭支援センター	4	0	4	
認定こども園	1	0	1	
警察等	891	380	1,271	
家庭裁判所	8	1	9	
保健所	2	0	2	
医療機関	42	16	58	
幼稚園	0	0	0	
学校	120	65	185	
教育委員会等	12	7	19	
里親	51	35	86	
児童委員（通告件も含む）	0	0	0	
家族・親戚	937	432	1,369	
近隣・知人	198	71	269	
児童本人	39	39	78	
その他	356	196	552	
計	4,162	1,977	6,139	



### (3) 年齢別受付

児童についての相談は12～14歳の児童に関する相談が最も多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	416	162	578
3～5歳	610	235	845
6～8歳	591	259	850
9～11歳	701	348	1,049
12～14歳	891	440	1,331
15～17歳	682	379	1,061
18歳以上	254	154	408
不詳	17		17
計	4,162	1,977	6,139

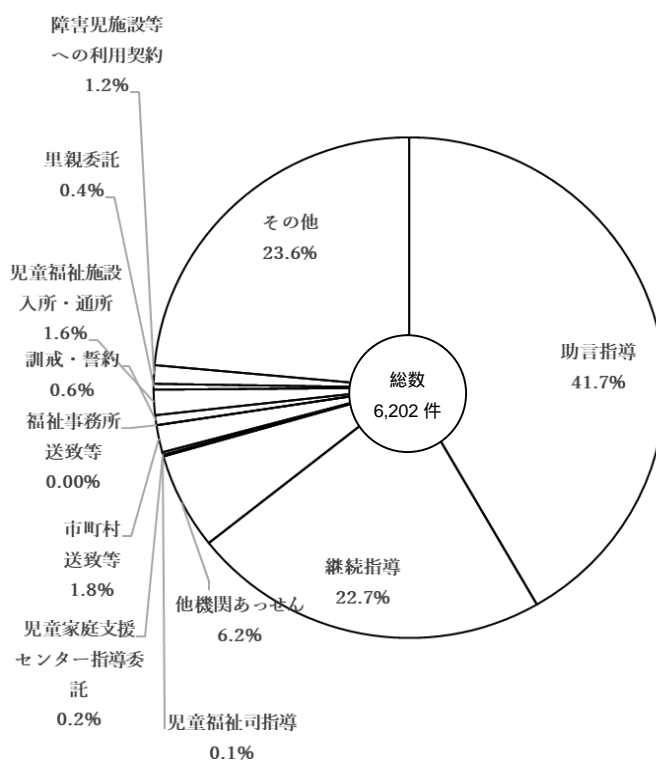


### (4) 処理

前年度未処理分を含め、令和4年度中に処理した件数は6,202件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が41.7%（2,584件）で最も多い。続いて「継続指導」が22.7%（1,405件）である。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,669	915	2,584
継続指導	924	481	1,405
他機関あっせん	257	129	386
児童福祉司指導	5	1	6
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	11		11
市町村送致等	94	15	109
福祉事務所送致等			
訓戒・誓約	29	11	40
児童福祉施設入所・通所	74	27	101
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	17	6	23
家庭裁判所送致	2		2
障害児施設等への利用契約	61	13	74
その他	1,090	371	1,461
計	4,233	1,969	6,202



### 3 相談別にみた問題の傾向

\* 各相談の受付件数は令和4年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和4年度中に処理した件数を計上している。

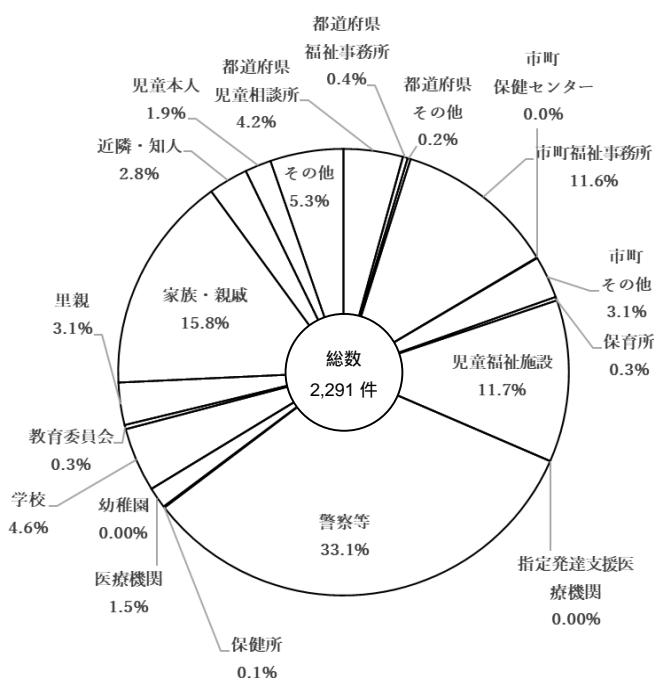
#### (1) 養護相談〔受付 2,291件 処理 2,301件〕

前年度より受付件数が246件増加している。

##### 経路別受付

警察等からの通告が全体の33.1%で最も多い。続いて家族・親族等からの相談が15.8%となっている。

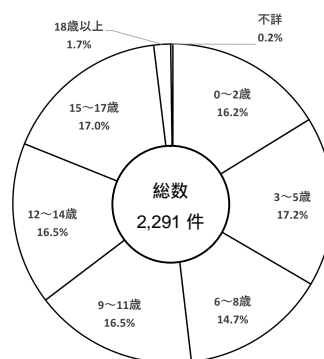
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	44	53	97
	福祉事務所	6	2	8
	保健センター			
	その他	5		5
市 町	福祉事務所	178	87	265
	児童委員	1	1	2
	保健センター		1	1
	その他	33	37	70
保育所	6		6	
児童福祉施設	183	85	268	
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター	4		4	
認定子ども園	1		1	
警察等	506	250	756	
家庭裁判所				
保健所	2		2	
医療機関	26	9	35	
幼稚園				
学校	64	42	106	
教育委員会	5	2	7	
里親	35	35	70	
児童委員(通告仲介含む)				
家族・親戚	244	116	360	
近隣・知人	37	28	65	
児童本人	29	14	43	
その他	77	43	120	
計	1,486	805	2,291	



##### 年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	256	115	371
3～5歳	257	138	395
6～8歳	198	139	337
9～11歳	249	129	378
12～14歳	246	131	377
15～17歳	248	141	389
18歳以上	27	12	39
不詳	5	0	5
計	1,486	805	2,291



### 理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約47.1%を占めている。  
 処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多いが、面接指導による援助や関係機関による支援で解決に導いていくケースも少なくない。

「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

処 理	理由 児相	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
						虐待	その他		
児童福祉 施設に 入 所	長 崎	0	0	0	12	18	7	14	51
	佐世保	2	0	0	0	8	4	5	19
	計	2	0	0	12	26	11	19	70
里親委託	長 崎	0	0	0	3	1	1	7	12
	佐世保	0	0	0	0	2	0	3	5
	計	0	0	0	3	3	1	10	17
面接指導	長 崎	2	0	9	144	598	96	411	1,260
	佐世保	6	4	2	32	334	70	286	734
	計	8	4	11	176	932	166	697	1,994
その他	長 崎	0	0	0	11	91	5	69	176
	佐世保	0	0	0	1	32	2	9	44
	計	0	0	0	12	123	7	78	220
合計	長 崎	2	0	9	170	708	109	501	1,499
	佐世保	8	4	2	33	376	76	303	802
	計	10	4	11	203	1,084	185	804	2,301

### 「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
3	0	28	2	4	51	0	
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	
10	65	152	43	4	0	442	

## 長崎県における児童虐待相談の処理状況

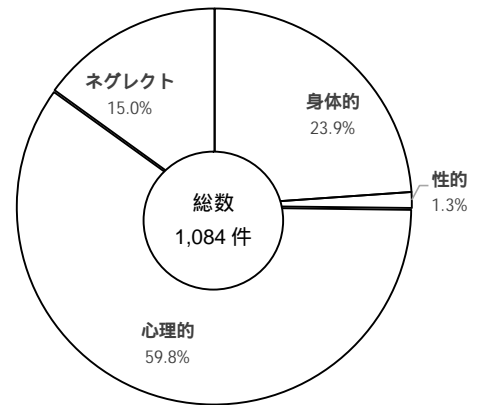
### 1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

#### ア 相談種類

令和4年度は1,084件で、昨年度に比べ110件増加し、過去最多となっている。

内容は、心理的虐待が全体の59.8%を占め最も多く、次に身体的虐待が23.9%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）が15.0%、性的虐待が1.3%となっている。

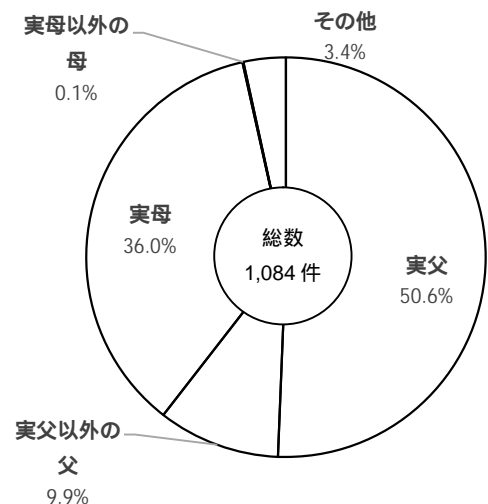
年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24年度	76	11	90	88	265
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974
R4年度	259	14	648	163	1,084



#### イ 主たる虐待者

実父が一番多く50.6%を占めている。次いで実母が36.0%となっており、実の両親が全体の86.6%を占めている。

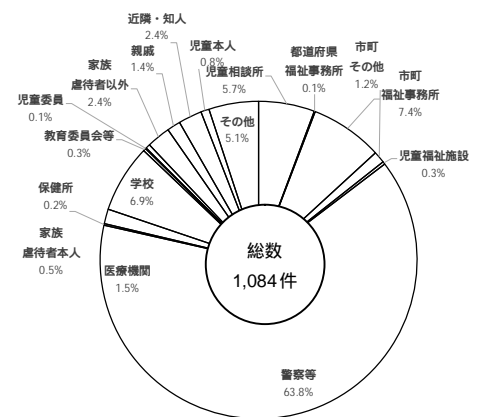
年度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H24年度	67	35	149	4	8	263
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974
R4年度	549	107	390	1	37	1,084



## ウ 相談経路

警察等からの相談が692件で、全体の63.8%を占めている。市町福祉事務所からの相談が80件で7.4%、学校が6.9%、他の児童相談所が5.7%となっている。また、近隣・知人からの相談も2.4%と多く、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
児童相談所	18	29	27	39	35	45	69	81	54	62	
都道府県	福祉事務所	1		4	6	1	1	4	1	4	1
	保健センター	1									
	その他	6	3	11	4	4	4	55	15	6	
市町	福祉事務所	36	49	92	133	87	113	96	92	103	80
	児童委員	1	1	3		2					
	保健センター				2			1	1		
その他	21	11	34	17	15	19	46	24	14	13	
保育所		4	3	7	5	9	8	4	3		
児童福祉施設	4	1	3	2	6		3	3	6	3	
指定発達支援医療機関				1							
児童家庭支援センター		1						2			
認定こども園				10		1	3	4			
警察等	58	68	95	195	273	425	509	464	483	692	
家庭裁判所				1							
保健所				1						2	
医療機関	6	14	8	10	5	14	27	13	10	16	
幼稚園				2	4		1	10			
学校	40	20	58	54	46	67	54	63	75	75	
教育委員会等				2		9	7	6	8	3	
里親			1								
児童委員 (虐待の仲介を含む)							3			1	
家族	虐待者本人	13	7	8	9	13	15	4	16	3	5
	虐待者以外	24	20	33	50	28	43	29	40	11	26
親戚	15	13	20	19	13	31	36	23	21	15	
近隣・知人	55	35	67	59	57	47	51	37	29	26	
児童本人	8	11	17	11	3	4	9	17	8	9	
その他	22	14	11	31	33	51	38	102	136	55	
計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	

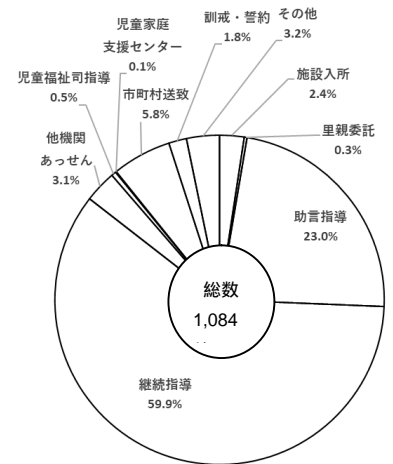


### オ 措置内容別処理

施設入所が 26 件、里親委託が 3 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了するケースが多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
施設入所	46	43	46	53	50	45	63	52	45	26
施設通所				1			1		1	
里親委託	9	11	5	7	6	1	5	3	3	3
助言指導	128	82	228	268	195	213	130	193	190	249
継続指導	93	126	150	260	314	572	711	639	589	649
他機関あっせん	11	13	34	20	11	32	50	30	35	34
児童福祉司指導	24	10	9	19	13	5	19	15	12	5
児童家庭支援センター		1		2	1		11	8	7	1
市町村送致					1		1		41	63
福祉事務所送致等					2	5	6	43		
訓戒・誓約		6	5	6	7	2	12	14	15	19
その他	18	9	18	29	30	23	44	21	36	35
計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084



### 2) 市町における児童虐待相談の状況

受理件数 1,002 件  
相談種類 (処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
241	12	570	179	1,002

### (2) 保健相談 (受付 2 件 処理 2 件)

#### 経路別受付

	長崎	佐世保	計
県 福 祉 事 務 所			
市 福 祉 事 務 所			
市 児 童 委 員 会			
市 保 健 セ ン タ ー			
市 そ の 他			
保 健 所			
医 療 機 関			
児 童 福 祉 施 設			
警 察 等			
幼 稚 園			
学 校			
教 育 委 員 会 等			
家 族 ・ 親 戚		2	2
近 隣 ・ 知 人			
児 童 本 人			
そ の 他			
計		2	2

### 年齢別受付

	長崎	佐世保	計
0～2歳		2	2
3～5歳			
6～8歳			
9～11歳			
12～14歳			
15～17歳			
18歳以上			
計		2	2

### 処理別

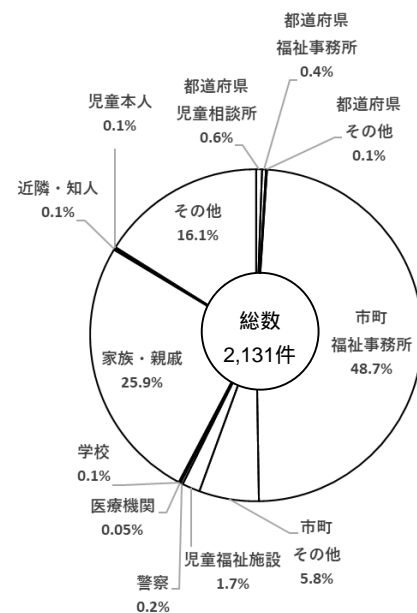
	長崎	佐世保	計
助言指導		2	2
継続指導			
他機関あつせん			
施設入所			
計		2	2

### (3) 障害相談〔受付 2,131件 処理 2,166件〕

#### 経路別受付

総件数は、2,131件で市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

	長崎	佐世保	計	
都道府県	児童相談所	7	5	12
	福祉事務所	4	4	8
	保健センター			
	その他	2		2
市町	福祉事務所	764	274	1,038
	保健センター			
	その他	80	44	124
児童福祉施設	21	16	37	
指定発達支援医療機関				
警察	5		5	
医療機関	1		1	
幼稚園				
学校教育委員会	2	1	3	
里親				
家族・親戚	407	145	552	
近隣・知人	2	1	3	
児童本人	3		3	
その他	219	124	343	
計	1,517	614	2,131	

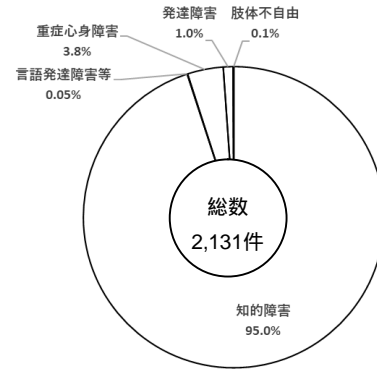




## 内容別受付

知的障害相談が全体の95.0%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

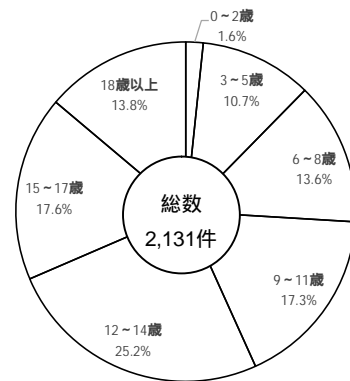
	長崎	佐世保	計
知的障害	1,432	592	2,024
言語発達障害等		1	1
重症心身障害	66	16	82
発達障害	17	5	22
肢体不自由	2		2
視聴覚障害			
計	1,517	614	2,131



## 年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く25.2%で、18歳以上については、18歳到達による他機関あっせん相談が多いために、13.8%となっている。

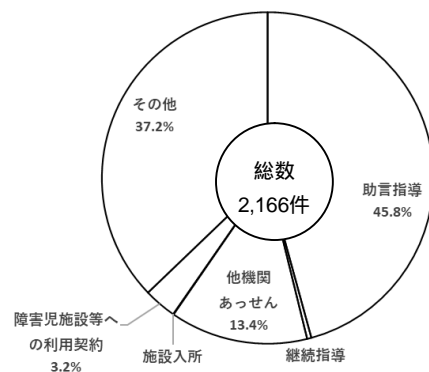
	長崎	佐世保	計
0～2歳	29	6	35
3～5歳	177	51	228
6～8歳	230	60	290
9～11歳	257	112	369
12～14歳	385	153	538
15～17歳	242	134	376
18歳以上	197	98	295
計	1,517	614	2,131



## 処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ証明書の発行、記載事項変更等である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	718	273	991
	継続指導	7	2	9
	他機関あっせん	195	96	291
児童福祉司指導				
福祉事務所送致				
施設入所			1	1
障害児施設等への利用契約		56	13	69
その他		578	227	805
計		1,554	612	2,166

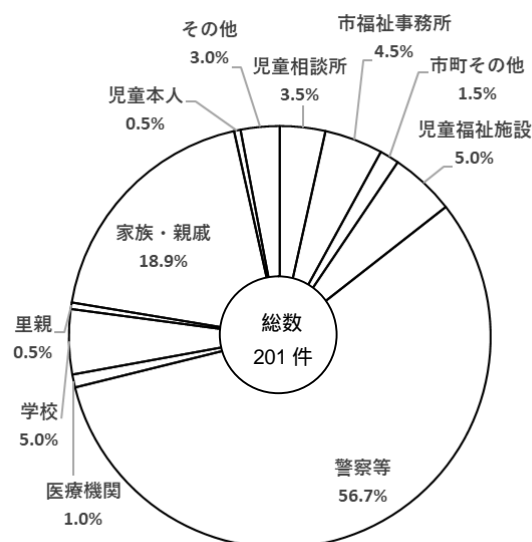


#### (4) 非行相談〔受付 201件 処理 206件〕

##### 経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この2つで75.6%を占める状況である。

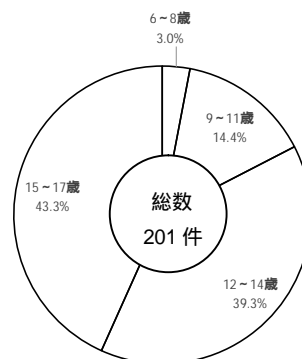
	長崎	佐世保	計
児童相談所	2	5	7
県福祉事務所			
市福祉事務所	3	6	9
市町児童委員			
市町その他	1	2	3
児童福祉施設	5	5	10
児童家庭支援センター			
警察等	65	49	114
家庭裁判所			
保健所			
医療機関		2	2
学校	9	1	10
教育委員会等			
里親	1		1
家族・親戚	15	23	38
近隣・知人			
児童本人		1	1
その他	6		6
計	107	94	201



##### 年齢別受付

中学生以上の12～17歳が82.6%で、思春期が大半を占めている。

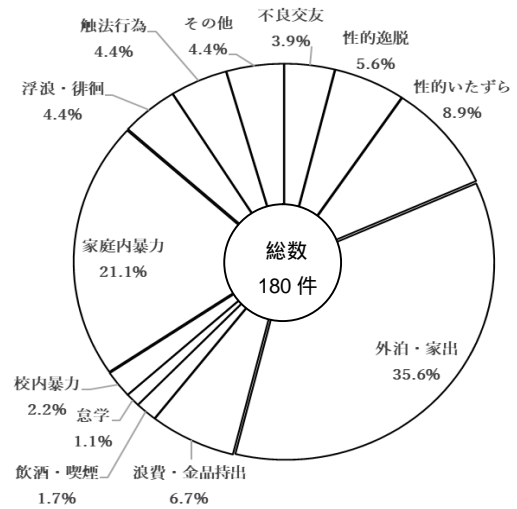
	長崎	佐世保	計
3～5歳			
6～8歳	1	5	6
9～11歳	17	12	29
12～14歳	48	31	79
15～17歳	41	46	87
18歳以上			
計	107	94	201



理由別（処理件数）

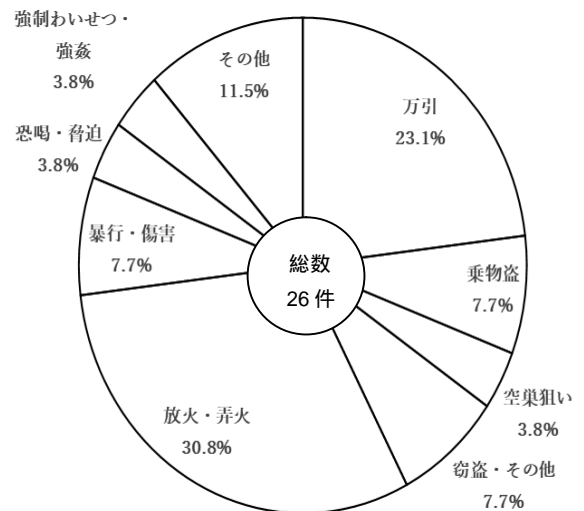
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 35.6%を占めている。次に家庭内暴力が 21.1%、続いて性的いたずらが 8.9%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長 崎	佐世保	計
不 良 交 友	3	4	7
性 的 逸 脱	7	3	10
性 的 いたずら	9	7	16
外 泊 ・ 家 出	31	33	64
浪 費 ・ 金 品 持 出	5	7	12
飲 酒 ・ 喫 煙	2	1	3
薬 物 使 用			
怠 学	1	1	2
校 則 違 反			
校 内 暴 力	2	2	4
家 庭 内 暴 力	17	21	38
浮 浪 ・ 徘 徊	7	1	8
触 法 行 為	3	5	8
そ の 他	4	4	8
計	91	89	180



触法行為等は、前年度から総件数が2件減少した。主な相談は万引、放火・弄火、乗物盗、暴行・傷害である。

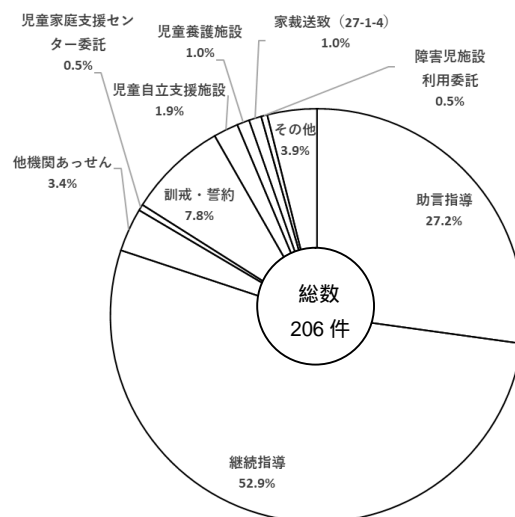
	長 崎	佐世保	計
万 引	6		6
乗 物 盗	1	1	2
車 上 狙 い			
空 巢 狙 い		1	1
店 舗 ・ 学 校 荒 し			
ひ っ た く り			
置 引			
窃 盗 ・ そ の 他	2		2
放 火 ・ 弄 火	6	2	8
暴 行 ・ 傷 害	1	1	2
恐 喝 ・ 脅 迫	1		1
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	1		1
器 物 破 損			
詐 欺			
銃 刀 法 違 反			
無 免 許 運 転			
そ の 他	1	2	3
計	19	7	26



### 処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものが27.2%で、助言指導で終わっている。継続指導や児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが53.4%、施設入所を要する深刻なものが2.9%である。

		長崎	佐世保	計
指導	助言指導	21	35	56
	継続指導	64	45	109
	他機関あつせん	3	4	7
児童家庭支援センター委託		1		1
訓戒・誓約		11	5	16
施設等入所	児童自立支援施設	2	2	4
	児童養護施設	1	1	2
	知的障害児施設			
	児童心理治療施設			
	その他施設			
児童福祉施設通所				
家裁送致(27-1-4)		2		2
障害児施設利用委託		1		1
その他		4	4	8
計		110	96	206

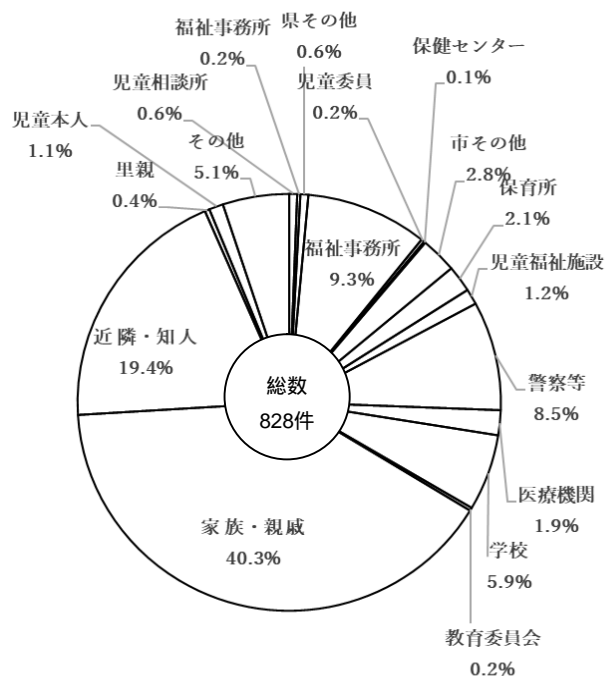


### (5) 育成相談〔受付 828件 処理 841件〕

#### 経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く、全体の40.3%を占める。

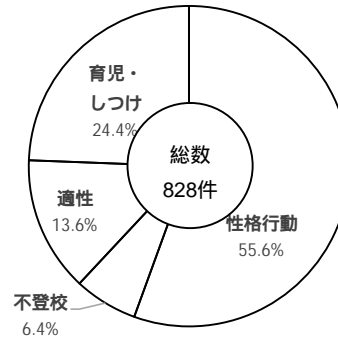
		長崎	佐世保	計
児童相談所		5		5
県	福祉事務所	1	1	2
	その他	5		5
市町	福祉事務所	41	36	77
	児童委員		2	2
	保健センター		1	1
	その他	8	15	23
保育所		15	2	17
児童福祉施設		6	4	10
児童家庭支援センター				
認定こども園				
警察等		64	6	70
医療機関		13	3	16
幼稚園				
学校		38	11	49
教育委員会		1	1	2
家族・親戚		227	107	334
近隣・知人		144	17	161
里親		3		3
児童委員(通告仲介含む)				
児童本人		4	5	9
その他		31	11	42
計		606	222	828



### 内容別受付

性格行動の相談が最も多く、全体の55.6%を占めている。

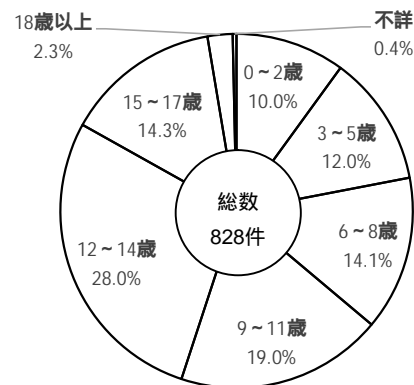
	長崎	佐世保	計
性格行動	353	107	460
不登校	20	33	53
適性	74	39	113
育児・しつけ	159	43	202
計	606	222	828



### 年齢別受付

12～14歳の相談が最も多く28.0%を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

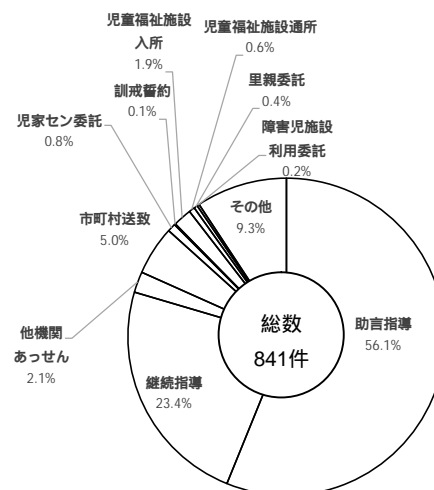
	長崎	佐世保	計
0～2歳	69	14	83
3～5歳	81	18	99
6～8歳	89	28	117
9～11歳	109	48	157
12～14歳	157	75	232
15～17歳	87	31	118
18歳以上	11	8	19
不詳	3		3
計	606	222	828



### 処理別

助言指導が56.1%を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより最終するものが多い結果である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	334	138	472
	継続指導	150	47	197
	他機関あつせん	11	7	18
市町村送致		41	1	42
福祉事務所送致				
児家セン委託		7		7
訓戒誓約		1		1
児童福祉施設入所		14	2	16
児童福祉施設通所		4	1	5
里親委託		2	1	3
障害児施設利用委託		2		2
その他		59	19	78
計		625	216	841



#### 4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の( )内の数がその件数である。

##### 令和4年度巡回相談実施件数

	一 巡 回 相 談	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	療 育 手 帳	計
長 崎 市							
島 原 市							
諫 早 市							
大 村 市						1(1)	1(1)
五 島 市						17(17)	17(17)
西 海 市							
雲 仙 市							
南 島 原 市						1	1
西 彼 杵 郡							
南 松 浦 郡						7(7)	7(7)
管 外							
長 崎 支援センター計						26(25)	26(25)
佐 世 保 市							
平 戸 市							
松 浦 市							
対 馬 市						23(23)	23(23)
壱 岐 市						22(22)	22(22)
東 彼 杵 郡							
北 松 浦 郡							
管 外							
佐 世 保 支援センター計						45(45)	45(45)
県 計						71(70)	71(70)

注) ( )は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

## 5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和4年度末現在における療育手帳所持者数は17,314名で、このうち18歳未満の児童は2,462名となっている。

令和4年度の判定件数は以下のとおりである。

### 令和4年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交 付 判 定							再 判 定							合 計
	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	
長 崎	22	45	80	167	32	0	346	74	80	91	137	5		387	733
佐世保	7	16	25	70	12	0	130	32	41	25	39	1		138	268
計	29	61	105	237	44	0	476	106	120	116	176	6		525	1001

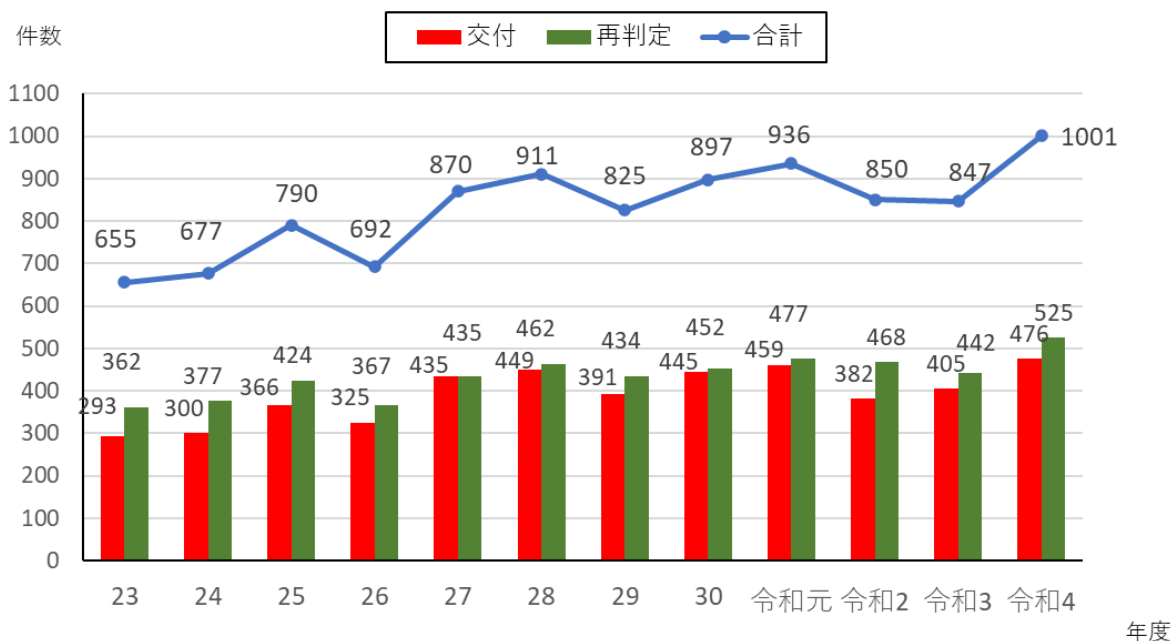
注) 障害程度 = 最重度 : A1 重度 : A2 中度 : B1 軽度 : B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

### 療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 3年	令和 4年
交 付	長 崎	200	233	209	214	237	211	306	325	281	291	275	346
	佐世保	106	98	84	86	129	114	129	124	110	154	130	130
	計	306	331	293	300	366	325	435	449	391	445	405	476
再 判 定	長 崎	314	325	268	270	302	274	326	342	317	323	315	387
	佐世保	96	102	94	107	122	93	109	120	117	129	127	138
	計	410	427	362	377	424	367	435	462	434	452	442	525
合計		716	758	655	677	790	692	870	911	825	897	847	1001

## 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



## 6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

## (1) 心理診断の目的

- ・ 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

## (2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

## (3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくは P65【要修正：相談支援課のページ数とあわせて記載】表 7 を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成 16 年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニング等を実施している。



#### (4) 児童および保護者への支援プログラム 保護者等へのカウンセリング

##### < 目的 >

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

##### < 精神科医等への協力依頼事項 >

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

##### < 実績 >

#### 【長崎こども・女性・障害者支援センター】

##### ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

##### イ 今年度実施状況

・ 実施回数	32回
・ 対象児童	実人員 0名
・ 対象保護者	実人員 20名
・ 関係機関及び担当職員へのコンサルテーション	実人員 0名
・ 実施延回数	76回

##### カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0名
保護者	2	7	2	1	3	2	2		1		20名
関係機関職員											0名

##### ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。また、児童がカウンセリングを受けることにより、児童本人の情緒の安定による家族関係の変化や、より効果的な保護者への助言や支援につなげることができた。対象20名のうち7名は精神的安定が図れた等の改善が見られ、終結に至った。残る13名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

#### 【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

##### ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後

## イ 今年度実施状況

- ・実施回数 24 回
- ・対象児童 実人員 0 名
- ・対象保護者 実人員 9 名
- ・実施延回数 37 回

## カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童													0 名
保護者	2	3		1	1				1		1		9 名

## ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和 4 年度においては、9 名の保護者を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等による終結が 2 名、中断が 2 名、残る 5 名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

## その他支援プログラム

## &lt; 目的 &gt;

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

## &lt; 事業の内容 &gt;

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

## &lt; 事業の対象者 &gt;

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

## &lt; 実績 &gt;

## 【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、15 ケース（入所中 4、在宅 11）の保護者 22 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、40 人（関係者含む）であった。

実績としては、15 ケースの内、最終までプログラムを終えて終結したものが 5 ケース、次年度へ継続するものが 9 ケース、途中中断したものが 1 ケースである。

個別 SST の実施は 11 ケースで、すべてのケースが令和 4 年度で終結した。全体の実施延回数は 39 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 336 名、実施延回数 46 回である。

再非行防止プログラムについては、17 ケースで実施延回数 79 回である。

**【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】**

ペアレント・トレーニング等の保護者支援プログラムは、10 ケース（入所中 0、在宅 10）の保護者計 13 名を対象として実施した。実績としては 10 ケースのうち、最終までプログラムを終えて終了したものが 2 ケース、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが 2 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST は実人数 39 名、実施延人数 48 名である。

再非行防止プログラムについては、21 ケースで、実施延回数 64 回である。

## 7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

### 令和4年度 取扱ケース数

児相 区分	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長 崎	5	11	0	16
佐 世 保	1	0	0	1
計	6	11	0	17

## 8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は32か所、入所定員1,315人(通所15人含む)である。令和5年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は523人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は59人である。

令和4年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は94件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。
児童心理治療施設	虐待や人間関係等により軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所(通所)させて、心理療法や生活指導により治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

## 9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成 21 年 4 月の制度改正により、養育里親（一般の養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の 3 つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成 24 年 3 月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和 4 年 4 月 1 日現在での委託率は 21.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

$$\text{委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$$

### （1）令和 4 年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里親			ファミリーホーム	
	前年度末	新規	削除	年度末	前年度末	新規	解除	年度末	前年度末	新規	解除・変更	年度末	年度末
長崎	141	18	6	153	34	7	8	33	41	10	9	42	19
佐世保	57	6	1	62	15	5	3	17	20	6	5	21	7
計	198	24	7	215	49	12	11	50	61	16	14	63	26

### （2）令和 4 年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和4年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(長崎0管内)

		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)											年度末現在委託児童数	
		児童福祉施設	家庭	その他	計	解除							変更					
						家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他		計
里親に委託された児童		7	1	2	10	2	3	0	0	0	0	4	9	0	0	0	0	42
里親の種類	養育里親	7	1	2	10	2	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	29
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	縁組里親	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
ファミリーホーム		3	6	0	9	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	19

令和4年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保管内)

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数
	児童福祉施設	家庭	その他	計	解除								変更				
					家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	
里親に委託された児童	2	3	1	6	1	1	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	21
里親の種類	養育里親	2	0	0	2	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	14
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親族里親	0	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	縁組里親	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
ファミリーホーム	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	7

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎子ども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保子ども・女性・障害者支援センターに1名配置。

レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数 (延)	人数 (延)	実施先	
				児童福祉施設	里親・ファミリーホーム
長崎	9	39	39	7	1
佐世保	4	33	4	2	0

里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎)194回 (佐世保)107回  
 訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎)47世帯 (佐世保)17世帯

#### (4) 里親育成支援事業

##### < 目的 >

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

##### < 事業内容 >

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

##### 義務的研修

養育里親研修に両センターから参加

##### < 養育里親基礎研修 >

年 2 回（令和 4 年 5 月 22 日、令和 4 年 9 月 30 日）

##### < 里親登録前研修 >

年 2 回（令和 4 年 6 月 11 日～12 日、令和 4 年 11 月 19 日～20 日）

##### < 養育里親更新研修 >

年 2 回（令和 4 年 9 月 11 日、令和 5 年 1 月 21 日）

##### < 専門里親更新研修 >

年 1 回（令和 4 年 6 月 25 日～26 日）

##### 独自研修

##### < 里親研修会 >

・令和 4 年 10 月 15 日

##### < 里親勉強会 >

・令和 4 年 8 月 6 日

・令和 4 年 9 月 17 日

・令和 4 年 12 月 17 日

・令和 5 年 2 月 18 日

##### < 未委託里親プログラム >

・令和 4 年 6 月 31 日

・令和 5 年 2 月 5 日

#### (5) その他

##### ・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 7 回

里親支援個別会議 長崎センター 7 回 佐世保センター 6 回



## 10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。  
その目的は大きく次の三つに分けられる。

### (1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合に行う。

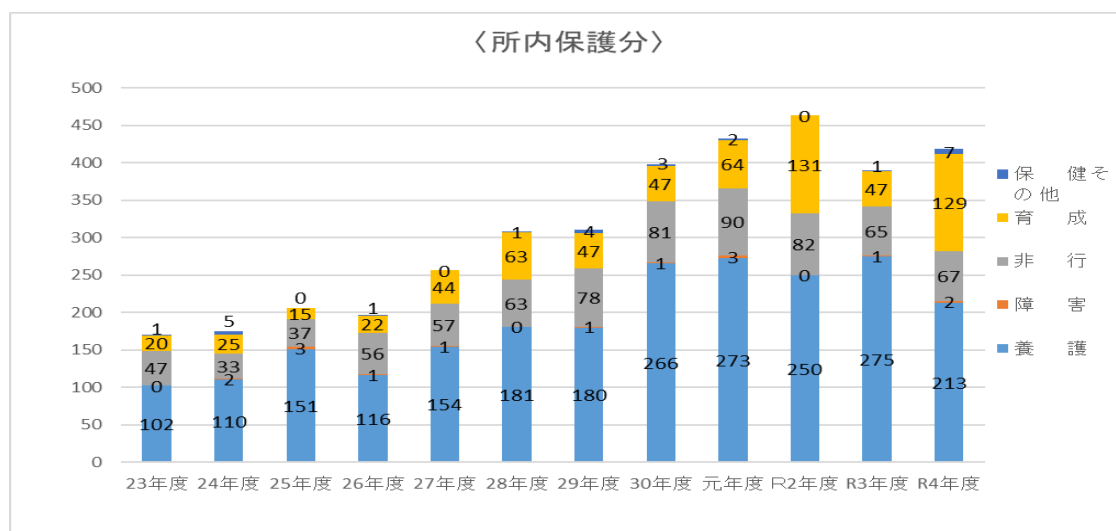
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和4年度に一時保護を行った総人員は1,244人で、このうち一時保護所において保護した児童は418人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は11.8人、一人平均保護日数は14.5日である。

委託保護した児童は826人、児童福祉施設の18ヶ所へ365人、医療機関等へ79人、里親等へ79人、警察署へ151人、その他152人となっており、全委託日数15,004日であった。



## ( ) 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	36
表 2	経路別受付件数の年度推移	37
表 3	相談別・経路別受付件数	38
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数(県計)	39
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数(長崎)	40
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数(佐世保)	41
表 5	処理件数の年度推移	42
表 6 - 1	相談別・処理件数(県計)	43
表 6 - 2	相談別・処理件数(長崎)	44
表 6 - 3	相談別・処理件数(佐世保)	45
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	46
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	46
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	47
表 10	一時保護児童の年度推移(所内保護分)	48
表 11	相談別・処理別一時保護児童数(所内保護分)	49
表 12	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数(所内保護分)	50
表 13	一日平均保護人員及び一人平均保護日数(所内保護分)	50
表 14	保護期間別一時保護児童数(所内保護分)	51
表 15	委託先別一時保護児童数(委託保護分)	51

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	相談種別	養護		保	障 害							非 行		育 成				そ の 他	計
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
26	長 崎	204	445	10	4		2	159	1,312	5	110	33	249	79	22	75	784	3,493	
	佐 世 保	188	376	3	4		2	159	1,312	5	92	33	80	34	14	65	73	2,440	
	計	103	296	4		1	15	467	1	61	28	77	37	29	40	33	1,192		
		98	235	1			15	464	0	45	28	65	22	26	32	13	1,044		
	計	307	741	14	4	0	3	174	1,779	6	171	61	326	116	51	115	817	4,685	
		286	611	4	4	0	2	174	1,776	5	137	61	145	56	40	97	86	3,484	
27	長 崎	308	462	9	1		11	76	1,482	12	112	45	344	65	54	184	692	3,857	
	佐 世 保	298	410	1	1		11	76	1,481	8	99	45	153	40	43	159	193	3,018	
	計	186	346	6	2		25	429		57	16	78	47	20	60	61	1,333		
		149	251	1	1		23	425		44	15	47	24	20	37	23	1,060		
	計	494	808	15	3	0	11	101	1,911	12	169	61	422	112	74	244	753	5,190	
		447	661	2	2	0	11	99	1,906	8	143	60	200	64	63	196	216	4,078	
28	長 崎	339	829	26	3		11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382	
	佐 世 保	338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146	
	計	305	349	7	3		21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689		
		298	332	5	3		21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575		
	計	644	1,178	33	6	0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071	
		636	993	18	6	0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721	
29	長 崎	383	841	14	4	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869	
	佐 世 保	382	658	6	4	1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193	
	計	305	312	2	2		17	516	5	79	9	66	42	32	15	93	1,495		
		300	289	1			17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401		
	計	688	1,153	16	6	1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364	
		682	947	7	4	1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594	
30	長 崎	527	867	4	5	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033	
	佐 世 保	521	734	2	5	1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524	
	計	365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741	
		365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737	
	計	892	1,209	4	9	1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774	
		886	1,076	2	9	1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261	
31	長 崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145	
	佐 世 保	609	731	5	4	3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906	
	計	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
		412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
	計	1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117	
		1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878	
2	長 崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
		306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
	計	990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002	
		945	954	3	2	0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758	
3	長 崎	646	671	5	2	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
		355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
	計	1,001	1,024	8	2	0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132	
		994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784	
4	長 崎	689	792	0	2	0	0	66	1,432	17	89	18	351	20	74	158	437	4,145	
	佐 世 保	374	431	2	0	0	1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977	
	計	1,063	1,223	2	2	0	1	82	2,024	22	175	26	458	53	113	201	677	6,122	

下段は、テレフォン相談(令和3年度未廃止)を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年度	経路 児相	児童 相談 所	都 道 府	市 町	指 定 医 療 機 関 設 置	児 童 福 祉 機 関 支 援	警 察 等	認 定 こ ど も 園	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関	学 校 等	里 親	(児 童 の 仲 介 員)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	
																			長崎
26	長崎	48	9	757	250	3	140		4	32	47	15		919	110	39	1,112	3,485	
		48	9	755	250	3	138		4	31	46	14		612	84	20	418	2,432	
	佐世保	25	9	353	135	1	60		2	5	51	7		331	45	11	157	1,192	
	計	23	8	347	133	1	56		2	3	43	7		223	37	6	155	1,044	
		71	17	1,102	383	4	194	0	6	37	98	22	0	1,250	155	50	1,269	4,677	
									6	34	89	21	0	835	121	26	573	3,476	
27	長崎	62	24	1,034	209		161		10	14	98	27		1,228	144	67	791	3,869	
		62	23	1,033	209		161		10	12	98	27		929	133	35	298	3,030	
	佐世保	26	24	432	118	1	52		3	12	64	11	1	383	82	20	104	1,333	
	計	23	18	374	115		42		3	7	34	11	1	252	61	18	101	1,060	
		85	41	1,407	324	0	203	0	13	26	162	38	1	1,611	226	87	895	5,202	
									13	19	132	38	1	1,181	194	53	399	4,090	
28	長崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33		1,265	129	47	1,163	4,374	
		74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33		895	118	36	319	3,138	
	佐世保	46	20	482	129		147		4	18	107	17		409	112	39	159	1,689	
	計	45	20	481	129		142		4	18	106	17		338	96	22	157	1,575	
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	198	50	0	1,674	241	86	1,322	6,063	
									11	54	197	50	0	1,233	214	58	476	4,713	
29	長崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27		1,198	142	47	591	3,860	
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0	842	138	33	290	3,184	
	佐世保	38	11	419	96		211			4	77	20	1	347	77	16	178	1,495	
	計	38	10	417	96		208			4	75	20	1	286	69	2	175	1,401	
		122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1	1,545	219	63	769	5,355	
									6	30	178	47	1	1,128	207	35	465	4,585	
30	長崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28		1,260	162	48	482	4,000	
		85	24	1,035	243	3	472		7	34	115	28		904	158	34	181	3,323	
	佐世保	68	20	460	107		313		1	5	73	23		421	63	23	164	1,741	
	計	68	20	460	107		313		1	5	73	23		421	62	20	164	1,737	
		153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	51	0	1,681	225	71	646	5,741	
									8	39	188	51	0	1,325	220	54	345	5,060	
31	長崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4	1,096	227	58	401	4,123	
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4	977	216	36	317	3,884	
	佐世保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972	
	計	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972	
		190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4	1,516	297	83	616	6,095	
									3	11	71	161	65	4	1,397	286	61	532	5,856
2	長崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	1,045	185	95	535	4,209	
		130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	876	178	39	427	3,869	
	佐世保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	380	91	31	167	1,790	
	計	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	380	91	31	167	1,790	
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1,425	276	126	702	5,999	
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1,256	269	70	594	5,659	
3	長崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	1,252	162	31	569	4,324	
		72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0	997	157	24	488	3,976	
	佐世保	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	395	94	18	189	1,816	
	計	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	395	94	18	189	1,816	
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	1,647	256	49	758	6,140	
									8	51	232	34	0	1,392	251	42	677	5,792	
4	長崎	77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0	917	192	39	354	4,118	
	佐世保	85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0	432	71	39	196	1,977	
	計	162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0	1,349	263	78	550	6,095	

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数



表4-1 相談別・年齢別受付件数(県計)

令和4年度

相談種別 年齢	養護 児童虐待 その他		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	計	
	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害		言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け				
0歳	61	78						1							29	26	195
1歳	69	51	1				6	4							25	20	176
2歳	72	40	1				5	19							29	41	207
3歳	69	63					4	44					2	37	36	255	
4歳	77	69					2	56				2	2	23	42	273	
5歳	55	62					6	116				1	5	27	45	317	
6歳	75	60				1	8	109				12	13	11	29	318	
7歳	45	65					4	102	1			31	2	2	6	34	292
8歳	55	37					3	60	2	4	2	27	5	3	5	37	240
9歳	66	55					3	128	2	2	3	35	7	6	2	39	348
10歳	71	57						127	2	7	3	29	5	11	2	36	350
11歳	64	65					4	99	4	11	3	46	4	9	1	41	351
12歳	48	68					7	162	2	18	6	62	6	8	1	32	420
13歳	48	77					6	147	1	20	4	60	8	19	1	37	428
14歳	57	79					4	207	2	27	4	51	7	9		36	483
15歳	42	72		1			3	135	1	37	1	38	3	6		26	365
16歳	53	73					3	50	2	27		46	4	4		40	302
17歳	35	114		1			2	175	3	22		15	2			25	394
18歳 以上	1	38					12	283				3		14	2	55	408
不明		5										2			1	9	17
合計	1,063	1,228	2	2		1	82	2,024	22	175	26	460	53	113	202	686	6,139

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和4年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
0歳	42	58						1							24	19	144
1歳	42	35					6	3							20	13	119
2歳	51	28					4	15							25	30	153
3歳	46	42					4	32					2	32	30	188	
4歳	48	48					2	40				1	1	19	30	189	
5歳	33	40					6	93					3	23	35	233	
6歳	45	31					6	77				11	11	8	18	207	
7歳	26	38					2	91	1			27	1	1	25	212	
8歳	36	22					3	49	1	1		25		3	2	30	172
9歳	45	40					3	88	2	1	3	29	4	4	1	22	242
10歳	48	33						89		1	3	20	1	4	1	21	221
11歳	39	44					4	67	4	7	2	37	1	6	1	26	238
12歳	38	43					3	119	1	7	5	37	2	7	1	19	282
13歳	30	51					4	116	1	11	2	47	3	13	1	18	297
14歳	34	50					2	137	2	20	3	37	3	6		18	312
15歳	29	47		1			3	77	1	22		27	3	1		20	231
16歳	35	48					3	35	1	11		38	1	3		25	200
17歳	22	67		1			1	116	3	8		13	1			19	251
18歳 以上		27					10	187				2		9		19	254
不明		5										2			1	9	17
合計	689	797		2			66	1,432	17	89	18	353	20	74	159	446	4,162

表4-3 相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和4年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 育 成				そ の 他	計		
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け	
0歳	19	20													5	7	51
1歳	27	16	1					1							5	7	57
2歳	21	12	1				1	4							4	11	54
3歳	23	21						12							5	6	67
4歳	29	21						16				1		1	4	12	84
5歳	22	22						23				1		2	4	10	84
6歳	30	29				1	2	32				1		2	3	11	111
7歳	19	27					2	11				4	1	1	6	9	80
8歳	19	15						11	1	3	2	2	5		3	7	68
9歳	21	15						40		1		6	3	2	1	17	106
10歳	23	24						38	2	6		9	4	7	1	15	129
11歳	25	21						32		4	1	9	3	3		15	113
12歳	10	25					4	43	1	11	1	25	4	1		13	138
13歳	18	26					2	31		9	2	13	5	6		19	131
14歳	23	29					2	70		7	1	14	4	3		18	171
15歳	13	25						58		15	1	11		5		6	134
16歳	18	25						15	1	16		8	3	1		15	102
17歳	13	47					1	59		14		2	1			6	143
18歳 以上	1	11					2	96				1		5	2	36	154
不明																	
合計	374	431	2			1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977



表5 処理件数の年度推移

年度	処理 児相	面接指導			児童 福祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児童 家庭 セン ター 指 導 委 託	福 祉 事 務 所 送 致 等	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致  (第27条第1項第4号)	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						入 所	法 第 2 7 条 の 3 に よ る	家 庭 裁 判 所 送 致 (再 掲)						
26	長崎	2,021	300	363	21		2		17	82			3	24	2	81	534	3,450
		968	300		21		2		17	82			3	24	2	81	534	2,034
	佐世保	651	116	110	21				7	45				9	1	25	165	1,150
		513	116	102	21				7	45				9	1	25	164	1,003
	計	2,672	416	42	42		2		24	127		3	33	3	106	699	4,600	
		1,481	416	42	42		2		24	127		3	33	3	106	698	3,037	
27	長崎	2,379	304	279	12		3	21	13	96				18	6	51	763	3,924
		1,540	304		12		3	21	13	96				18	6	51	763	2,806
	佐世保	896	133	82	17				7	48			1	5	25	150	1,364	
		598	133	82	17				7	48			1	5	25	149	1,065	
	計	3,275	437	29	29		3	21	20	144		1	23	6	76	913	5,288	
		2,138	437	29	29		3	21	20	144		1	23	6	76	912	3,871	
28	長崎	2,848	467	248	14		2	21	7	92			7	13	1	57	646	4,402
		1,612	467		14		2	21	7	92			7	13	1	57	646	2,918
	佐世保	1,083	184	119	14				6	46			5	5	1	29	187	1,679
		969	184	119	14				6	46			5	5	1	29	187	1,565
	計	3,931	651	28	28		2	21	13	138		12	18	2	86	833	6,081	
		2,581	651	28	28		2	21	13	138		12	18	2	86	833	4,483	
29	長崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99			3	16		51	661	3,870
		1,508	545		1		8	31	16	99			3	16		51	661	2,939
	佐世保	821	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,491
		727	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,397
	計	3,005	779	14	14		9	31	31	149		3	25	77	852	5,361		
		2,235	779	14	14		9	31	31	149		3	25	77	852	4,336		
30	長崎	2,026	786	256	8		6	30	19	95			5	12		59	745	4,047
		1,517	786	256	8		6	30	19	95			5	12		59	745	3,538
	佐世保	800	399	135	3			2	9	53			2	7		27	256	1,693
		796	399	135	3			2	9	53			2	7		27	256	1,689
	計	2,826	6324	391	11		6	30	39	187		7	19		86	1,087	5,740	
		5,139	6,324	391	11		6	30	39	187		7	19		86	1,087	5,227	
31	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112			3	19	5	50	1,071	4,244
		1,368	920	266	21		19	36	6	112			3	19	5	50	1,071	3,896
	佐世保	851	544	162	8				24	50			2	12		27	328	2,008
		851	544	162	8				24	50			2	12		27	328	2,008
	計	2,567	1,464	428	29		19	36	30	162		5	31	5	77	1,399	6,252	
		2,219	1,464	428	29		19	36	30	162		5	31	5	77	1,399	5,904	
2	長崎	1,836	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	4,204
		1,496	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	3,864
	佐世保	798	429	131	6			17	14	53			2	9	1	25	317	1,802
		798	429	131	6			17	14	53			2	9	1	25	317	1,802
	計	2,634	1,321	395	20		13	74	34	151		2	18	5	78	1,261	6,006	
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151		2	18	5	78	1,261	5,666	
3	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104			3	16		54	1,160	4,301
		1,457	777	262	10		29	52	29	104			3	16		54	1,160	3,953
	佐世保	801	446	142	2		1	8	6	35			1	10		12	358	1,822
		801	446	142	2		1	8	6	35			1	10		12	358	1,822
	計	2,606	1,223	404	12		30	60	35	139		4	26		66	1,518	6,123	
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139		4	26		66	1,518	5,775	
4	長崎	1,669	924	257	5		11	94	29	69			5	17	2	61	1,090	4,233
	佐世保	915	481	129	1			15	11	25			2	6		13	371	1,969
	計	2,584	1,405	386	6		11	109	40	94		7	23	2	74	1,461	6,202	

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(累計)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					児童虐待	その他	保健	障害	害	非行	育成				その他						
養護	児童虐待	249	649	34	5	1	63		19	26				3				35	1,084		
	その他	621	415	26	1		2		4	44		2		14			2	86	1,217		
	保健	2																	2		
障害	肢体不自由	1																1	2		
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																	1		
	重症心身障害	20		12													29	21	82		
	知的障害	958	3	278														39	780	2,058	
	発達障害	11	6	1						1							1	3	23		
非行	く犯行為	53	94	7		1			10	6						2	1	6	180		
	触法行為等	3	15						6									2	26		
育成	性格行動	238	163	3		7	19		1	16		5		3			2	9	466		
	不登校	49	3															1	53		
	適性	43	1	14														60	118		
	育児・しつけ	142	30	1			23											8	204		
	その他	193	26	10			2	2		1				3				449	686		
	計	2,584	1,405	386	6		11	109		40	94		7	23		2	74	1,461	6,202		

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					187	386	25	4	1	51	13				18	1	1	1	1	11	2
養護	児童虐待	187	386	25	4	1	51		13	18				1				22	708		
	その他	350	299	13	1		1		4	33		1		11			2	76	791		
保健																					
障害	肢体不自由	1																1	2		
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等																				
	重症心身障害	15		10													24	18	67		
	知的障害	695	2	184													31	556	1,468		
発達障害	7	5	1														1	3	17		
非行	く犯行為	18	55	3			1		6	3						2	1	2	91		
	触法行為等	3	9						5									2	19		
育成	性格行動	182	124	1			7	19	1	14		4		2			2	9	365		
	不登校	17	2															1	20		
	適性	26		9														44	79		
	育児・しつけ	109	24	1			22											5	161		
その他	59	18	10			2	1			1			3				351	445			
計	1,669	924	257	5		11	94		29	69		5		17		2	61	1,090	4,233		

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					養護	保健	障害	害	非行	育成	その他				計						
養護	児童虐待	62	263	9	1		12			6	8			2				13	376		
	その他	271	116	13			1				11	1		3				10	426		
保健	健康	2																	2		
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																	1		
	重症心身障害	5		2													5	3	15		
	知的障害	263	1	94													8	224	590		
非行	発達障害	4	1								1								6		
	く犯行為	35	39	4						4	3							4	89		
育成	触法行為等		6							1									7		
	性格行動	56	39	2							2	1	1						101		
	不登校	32	1																33		
	適性	17	1	5														16	39		
その他	育児・しつけ	33	6				1											3	43		
	その他	134	8				1											98	241		
計		915	481	129	1		15			11	25	2	6			13	371	1,969			

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和4年度

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断書指導			心理診断指導						その他の診断指導	心理療法・カウンセリング					
			診察・指導	医学的検査	その他の	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	医師		児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員			
																計	計	計
児	支援センター																	
	長崎	5,619	354	7	22	714	194	359	1,174	2,924	1	3	81					52
	(再掲) 児童虐待	1,333	84	1	7	36	14	60	109	458			10					
	(再掲) 非行	563	58	3	2	30	12	77	79	431	1		30					
	佐世保	3113	246	6	5	642	196	289	1043	2422	115	18	391					79
	(再掲) 児童虐待	609	41		2	27		48	69	299	11	10	151					19
	(再掲) 非行	339	34	2	1	24	2	35	91	278	11	1	89					21
	計	8,732	600	13	27	###	390	648	2,217	5,346	116	21	472					131
童	(再掲) 児童虐待	1,942	125	1	9	63	14	108	178	757	11	10	161					19
	(再掲) 非行	902	92	5	3	54	14	112	170	709	12	1	119					21
保	長崎	14,599	70	3	1			4	62	1,155		3	82					24
	(再掲) 児童虐待	4,785	10						25	65			41					7
	(再掲) 非行	1,292	13	3	1			4	16	72		2	27					
	佐世保	9325	18						22	818		7	246					
	(再掲) 児童虐待	1921	1						2	34		1	92					
	(再掲) 非行	882	2						4	30		5	66					
	計	23,924	88	3	1			4	84	1,973		10	328					24
	(再掲) 児童虐待	6,706	11						27	99		1	133					7
者	(再掲) 非行	2,174	15	3	1			4	20	102		7	93					
	そ	長崎	21,953	30	5	4	2		77	486			8					56
の	(再掲) 児童虐待	7,822	2						28	99			4					2
	(再掲) 非行	1,479	4		1				8	50								
	佐世保	15443	4					8	23	227			149					
	(再掲) 児童虐待	3366							4	33			11					
	(再掲) 非行	906							5	23			24					
	計	37,396	34	5	4	2	8		100	713			157					56
	(再掲) 児童虐待	11,188	2						32	132			15					2
	(再掲) 非行	2,385	4		1				13	73			24					
合	長崎	42,171	454	15	27	716	194	363	1,313	4,565	1	6	171					132
	(再掲) 児童虐待	13,940	96	1	7	36	14	60	162	622			55					9
	(再掲) 非行	3,334	75	6	4	30	12	81	103	553	1	2	57					
	佐世保	27,881	268	6	5	642	204	289	1,088	3,467	115	25	786					79
	(再掲) 児童虐待	5,896	42		2	27		48	75	366	11	11	254					19
	(再掲) 非行	2,127	36	2	1	24	2	35	100	331	11	6	179					21
	計	70,052	722	21	32	###	398	652	2,401	8,032	116	31	957					211
	(再掲) 児童虐待	19,836	138	1	9	63	14	108	237	988	11	11	309					28
計	(再掲) 非行	5,461	111	8	5	54	14	116	203	884	12	8	236					21

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和4年度

措置	区分	児童福祉施設	指定医療機関 障害者支援施設	里親	計
措置停止	長崎	2			2
	佐世保				
	計	2			2
調査・診断・指導	長崎	2,324			2,833
	佐世保	2,703			1,369
	計	5,027			4,202
					9,229

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別		児相	年度								
			26	27	28	29	30	31	2	3	4
児童自立支援施設	県立	長崎 佐世保 計	6 5 11	14 8 22	6 6 12	10 4 14	11 9 20	8 5 13	11 3 14	11 5 16	7 2 9
	国立	長崎 佐世保 計		1 1	1 1				1 1		
	その他	長崎 佐世保 計									
乳児院		長崎 佐世保 計	10 6 16	12 3 15	7 2 9	8 5 13	10 6 16	10 10 20	8 4 12	11 5 16	8 4 12
児童養護施設		長崎 佐世保 計	53 30 83	63 35 98	62 32 94	70 36 106	66 34 100	80 29 109	64 38 102	68 24 92	45 15 60
児童心理治療施設	入所	長崎 佐世保 計	5 5 5	4 4 4	4 4 8	5 5 5	4 2 6	8 3 11	4 3 7	9 1 10	4 2 6
	通所	長崎 佐世保 計	3 3 3		7 6 13	3 3 3	5 2 7	3 2 5		3 1 4	5 2 7
福祉型障害児入所施設 (旧:知的障害児施設)	入所	長崎	8	2	12	5	3	5	9	8	5
		佐世保 計	8 8	2 4	1 13	4 9	1 4	3 8	5 14	2 8	2 7
福祉型障害児入所施設 (旧:盲ろうあ児施設)		長崎 佐世保 計									
福祉型障害児入所施設 (旧:肢体不自由児療護施設)		長崎 佐世保 計				1 1					
医療型障害児入所施設 (旧:重症心身障害児施設)		長崎				1	1	1	1	1	
		佐世保 計	2 2			1 1	1 2	1 1	1 1	1 1	
指定医療機関委託		長崎 佐世保 計									
計		長崎	85	96	99	102	100	115	98	111	74
		佐世保	43	48	51	50	55	52	55	36	25
		計	128	144	150	152	155	167	153	147	99

表10 一時保護児童の年度推移  
(所内保護分)

年度	区分 児相	相談種別					計
		養護	障害	非行	育成	保健 その他	
19	長崎	50	1	20	37	0	108
	佐世保	51	2	7	18	0	78
	計	101	3	27	55	0	186
20	長崎	61	4	36	39	0	140
	佐世保	41	1	6	27	0	75
	計	102	5	42	66	0	215
21	長崎	58	1	31	21	0	111
	佐世保	23	1	5	22	0	51
	計	81	2	36	43	0	162
22	長崎	74	0	26	15	1	116
	佐世保	30	0	15	7	0	52
	計	104	0	41	22	1	168
23	長崎	73	0	24	10	1	108
	佐世保	29	0	23	10	0	62
	計	102	0	47	20	1	170
24	長崎	77	2	25	17	2	123
	佐世保	33	0	8	8	3	52
	計	110	2	33	25	5	175
25	長崎	97	1	26	13	0	137
	佐世保	54	2	11	2	0	69
	計	151	3	37	15	0	206
26	長崎	70	1	45	13	1	130
	佐世保	46	0	11	9	0	66
	計	116	1	56	22	1	196
27	長崎	96	1	41	32	0	170
	佐世保	58	0	16	12	0	86
	計	154	1	57	44	0	256
28	長崎	117	0	41	35	1	194
	佐世保	64	0	22	28	0	114
	計	181	0	63	63	1	308
29	長崎	113	1	42	31	3	190
	佐世保	67	0	36	16	1	120
	計	180	1	78	47	4	310
30	長崎	182	1	35	24	3	245
	佐世保	84	0	46	24	0	154
	計	266	1	81	47	3	399
31	長崎	175	2	46	35	0	258
	佐世保	98	1	44	29	2	174
	計	273	3	90	47	2	432
R2	長崎	179	0	39	85	0	303
	佐世保	71	0	43	46	0	160
	計	250	0	82	47	0	463
R3	長崎	182	1	45	69	0	297
	佐世保	93	0	20	20	1	134
	計	275	1	65	47	1	431
R4	長崎	156	1	40	98	0	295
	佐世保	57	1	27	31	7	123
	計	213	2	67	129	7	418

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み,当年度の未処理分を除く)

表11 相談別・処理別一時保護児童数  
(所内保護分)

令和4年度

受付・処理		受 付			処 理								未 処 理
		前 年 度 か ら 継 続	新 規	計	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	他 児 相 ・ 機 関 に 移 送	家 庭 裁 判 所 送 致	帰 宅	そ の 他	計	延 日 数	
養 護	長 崎	3	158	161	3	0	4	0	69	80	156	1,616	5
	佐世保	1	56	57	2	2	0	0	35	18	57	779	0
	計	4	214	218	5	2	4	0	104	98	213	2,395	5
障 害	長 崎	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	佐世保	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	26	0
	計	0	2	2	0	0	0	0	1	1	2	27	0
非 行	長 崎	6	35	41	3	0	1	0	21	15	40	1,042	1
	佐世保	0	27	27	2	0	1	0	19	5	27	375	0
	計	6	62	68	5	0	2	0	40	20	67	1,417	1
育 成	長 崎	2	98	100	4	0	0	0	54	40	98	1,545	2
	佐世保	0	32	32	1	0	0	0	18	12	31	497	0
	計	2	130	132	5	0	0	0	72	52	129	2,042	2
保 健 そ の 他	長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	7	7	1	0	0	0	1	5	7	104	0
	計	0	7	7	1	0	0	0	1	5	7	104	0
計	長 崎	11	292	303	10	0	5	0	145	135	295	4,204	8
	佐世保	1	123	124	6	2	1	0	73	41	123	1,781	0
	計	12	415	427	16	2	6	0	218	176	418	5,985	8
延日数 (延人数)	長 崎				454	0	7	0	1,756	1,987	4,204		
	佐世保				293	66	3	0	746	673	1,781		
	計				747	66	10	0	2,502	2,660	5,985		

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から  
処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。



表12 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数  
(所内保護分)

R4年度

相談	児相	年齢区分				計
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	
養護	長崎	23	45	40	50	158
	佐世保	8	23	12	13	56
	計	31	68	52	63	214
障害	長崎	0	1	0	0	1
	佐世保	0	1	0	0	1
	計	0	2	0	0	2
非行	長崎	0	5	10	20	35
	佐世保	1	1	7	18	27
	計	1		17	38	56
育成	長崎	0	21	44	33	98
	佐世保	1	7	14	10	32
	計	1	28	58	43	130
保健その他	長崎	0	0	0	0	0
	佐世保	0	2	2	3	7
	計	0	2	2	3	7
計	長崎	23	72	94	103	292
	佐世保	10	34	35	44	123
	計	33	106	129	147	415

表13 一日平均保護人員及び一人平均保護日数  
(所内保護分)

R4年度

支援センター	区分	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
	長崎	11.5	14.3
	佐世保	0.3	14.6
	計	11.8	14.5

注1) 処理・延人員 ÷ 365日

注2) 処理・延日数 ÷ 処理人員

表14 保護期間別一時保護児童数

R4年度

(所内保護分)

期間	1日	2日	3～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	1か月以上	2か月以上	計
支援センター										
長崎	39	48	52	33	39	23	24	27	10	295
佐世保	9	11	17	23	26	9	16	7	5	123
計	48	59	69	56	65	32	40	34	15	418

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表15 委託先別一時保護児童数

R4年度

(委託保護分)

委託先	児童福祉施設																				医療機関	警察署	里親等	その他	合計	
	あすなろ園	あゆみの家	開成学園	大村椿の森学園	穂波学園	光と緑の園乳児院	マリア園	明星園	浦上養育院	清風園	大村子供の家	光と緑の園向陽寮	聖母の騎士園	希望の灯学園	奥浦慈恵院	太陽寮	若竹の家	福岡子供の家	諫早療育センター	セトも医療福祉						
実人員	10	3	2	0	2	0	39	32	22	25	0	37	50	31	1	12	38	0	0	0	5	28	141	74	30	582
佐世保	4	1	0	0	0	0	4	0	0	0	14	1	6	0	1	1	2	15	0	7	0	51	10	5	122	244
計	14	4	2	0	2	0	43	32	22	25	14	38	56	31	2	13	40	15	0	7	5	79	151	79	152	826
延日数	259	84	49	0	7	0	702	809	1,027	703	0	1,036	971	625	21	337	593	0	0	0	31	1,627	144	1,117	590	10,732
佐世保	36	36	0	0	0	0	96	0	0	0	340	10	116	0	10	26	152	513	0	543	0	85	69	104	2,136	4,272
計	295	120	49	0	7	0	798	809	1,027	703	340	1,046	1,087	625	31	363	745	513	0	543	31	1,712	213	1,221	2,726	15,004

注) 年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委託を解除するまでに要した日数

### Ⅲ 女 性 支 援

〔婦人相談所〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

### Ⅲ 女 性 支 援

〔婦人相談所〕

〔配偶者暴力相談支援センター〕

## ( )女性相談について

### 1 女性相談（婦人保護事業）とは

#### (1) 根拠法等

売春防止法（昭和31年制定）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年制定）

人身取引対策行動計画（平成16年12月） 人身取引対策行動計画（2009・2014）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定）

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（平成29年5月19日）

（参考）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R4.5.19成立 / R6.4.1施行）

#### (2) 婦人保護事業の対象者の範囲

売春経歴を有するもので、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者  
売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行なうおそれがあると認められる者

DV被害者（配偶者からの暴力を受けた者）

\* 配偶者とは）事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。

関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。

\* 暴力とは）身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。

家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

人身取引被害者

ストーカー被害者

AV出演強要・JKビジネス被害者

### 2 女性相談の実施機関

#### (1) 婦人相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター）

都道府県における婦人保護事業の中核機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び啓発活動を行なう。

長崎県では、平成19年度に長崎こども・女性・障害者支援センターに統合された。

なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、婦人相談所の兼務職員が配置され、婦人相談所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。

地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

## (2) 配偶者暴力相談支援センター

### (長崎 / 佐世保こども・女性・障害者支援センター)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成 14 年度から婦人相談所(現長崎こども・女性・障害者支援センター)に、平成 19 年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成 23 年 4 月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は 4 か所となった。

## 3 相談業務の内容

### (1) 電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行う。

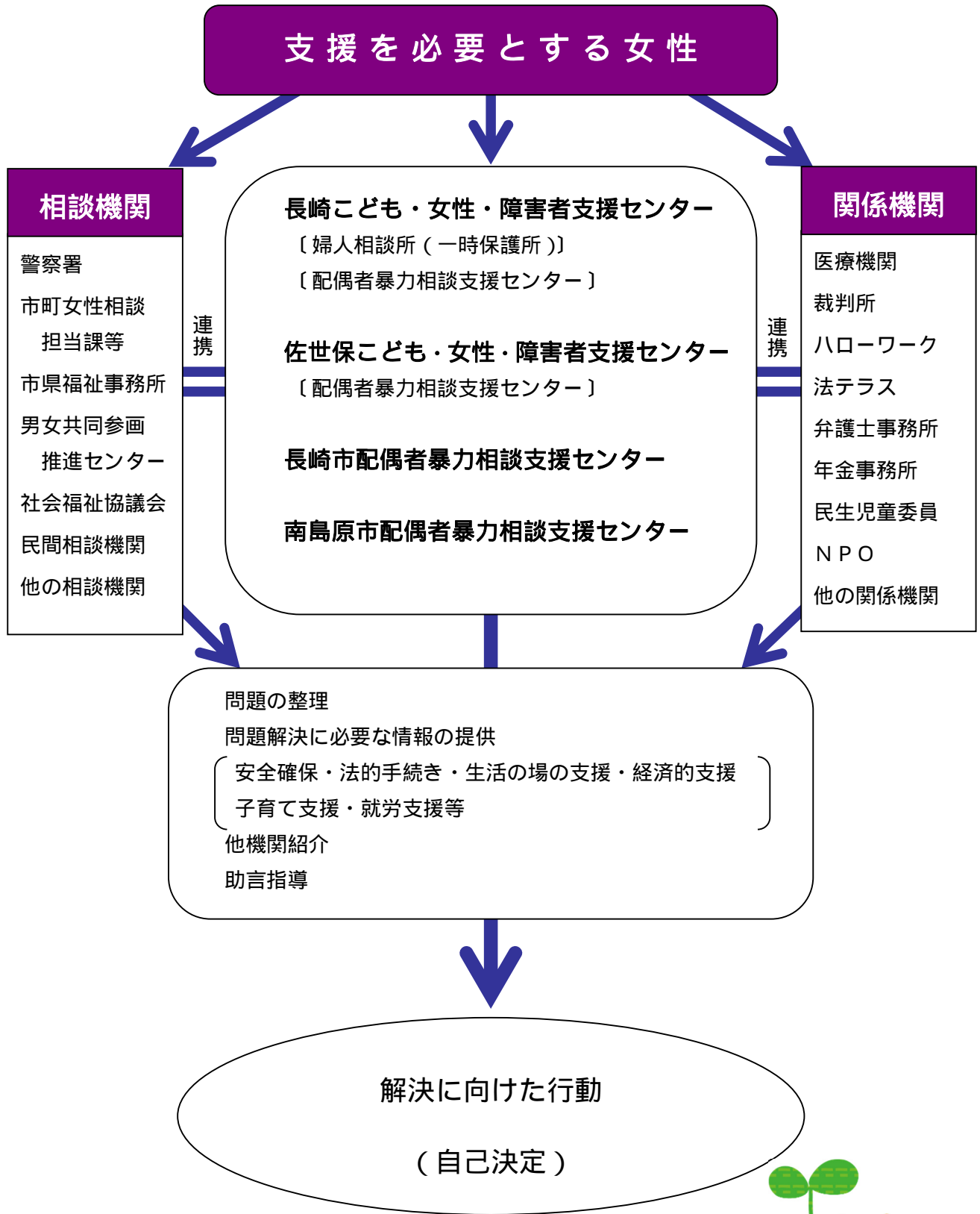
### (2) 来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。



## 4 相談支援の流れ

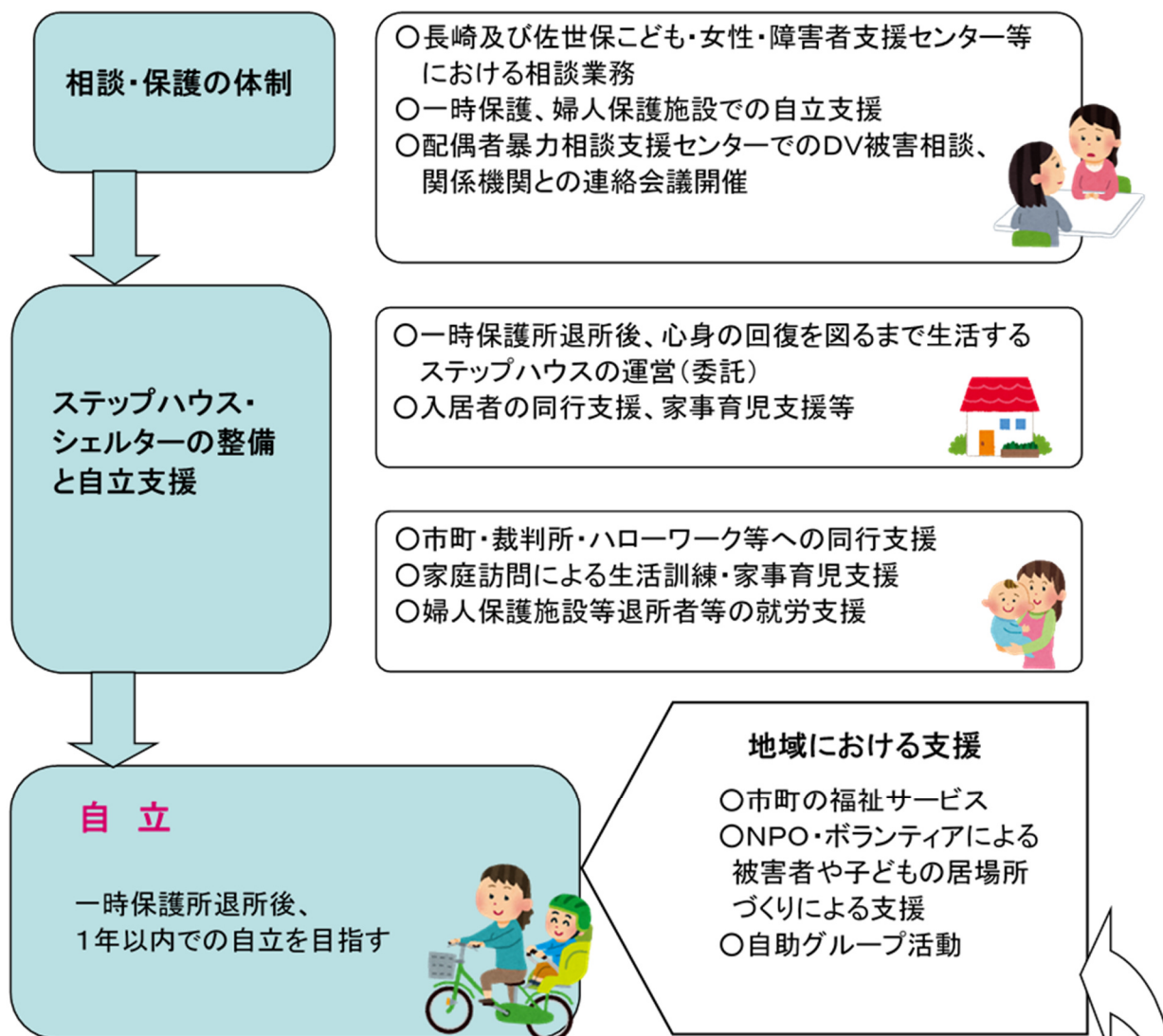
次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。



## (1) 長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。  
(H17～訪問教育、H18～保育士配置、H21～退所者等就労支援、H22 屋内体育館整備、H22～24 光交付金活用による支援拡充)

### 1. 相談から自立までの切れ目のない支援



### 2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

- 中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- DV家庭で育った子どもへの心理ケア



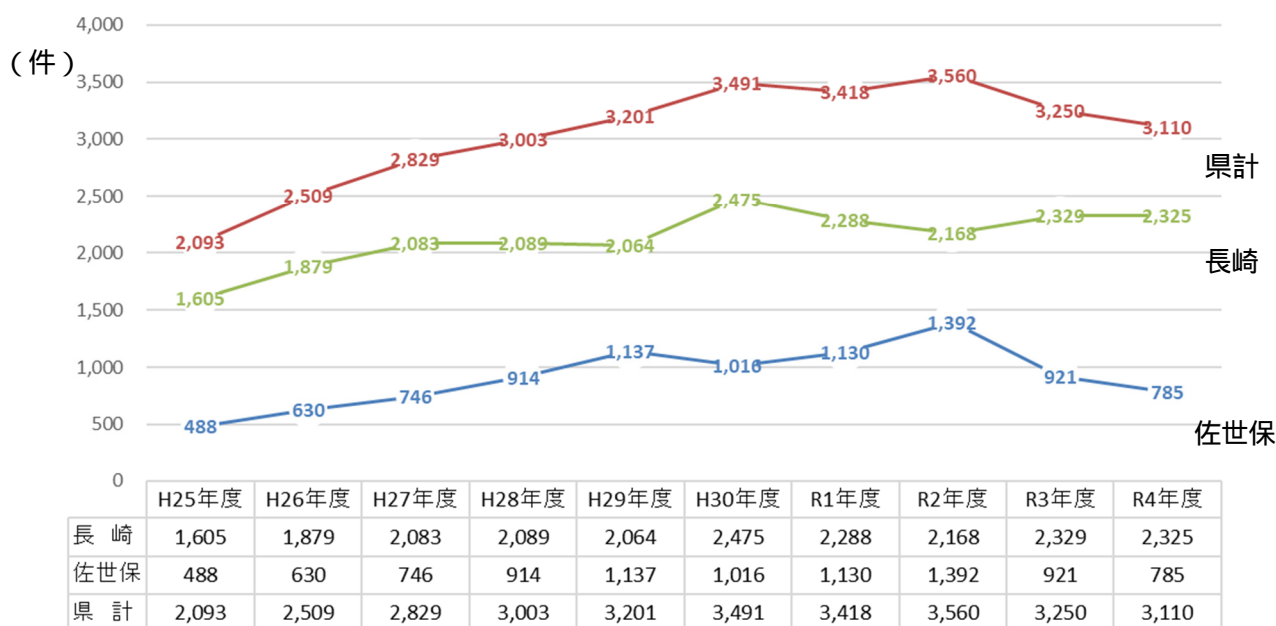


## ( )相談事業の概要

### 1 相談件数等の推移

#### (1) 相談件数の推移

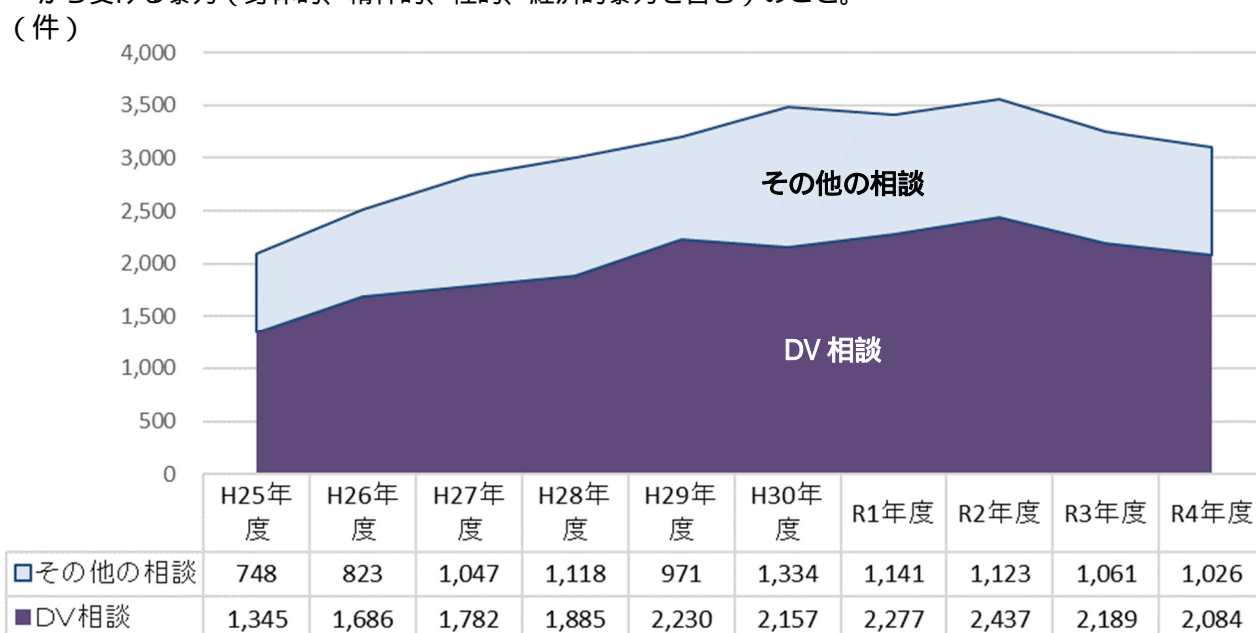
平成25年度以降、県全体の相談件数は増加傾向にあった。令和3年以降、地域差はあるものの県全体としては減少傾向にはあるが、引き続き3千件を超えた数で推移している。相談件数はこの10年で約1.5倍となっている。



#### (2) DV相談の推移

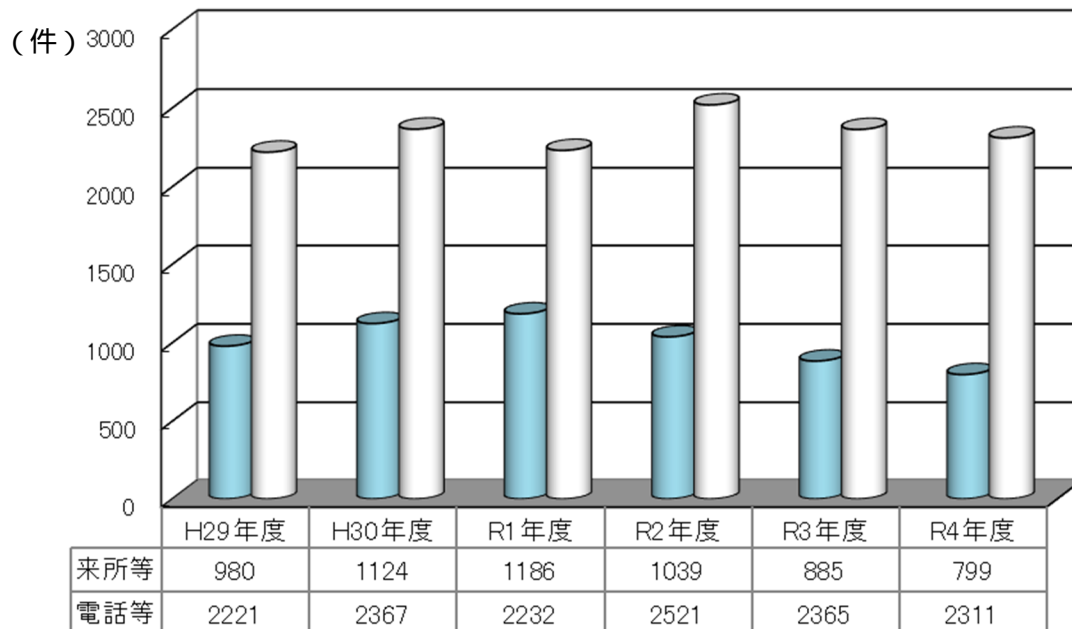
令和4年度のDV相談は前年度に続き減少しているが、全体の相談件数の67.0%にあたる2,084件がDVに関する相談となっており、割合的には近年ほぼ変わらない数値で推移している。

\* DV防止法上では、DVとは、パートナー（配偶者、内縁関係、同居している交際相手）や元パートナーから受ける暴力（身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む）のこと。



### (3) 相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを心がけている。これまで相談件数の約3割が来所等での相談となっていたが、新型コロナウイルスの影響もあってか、令和3年度から来所等での相談が減少傾向となっており、令和4年度も799件と、全体の25.7%であった。

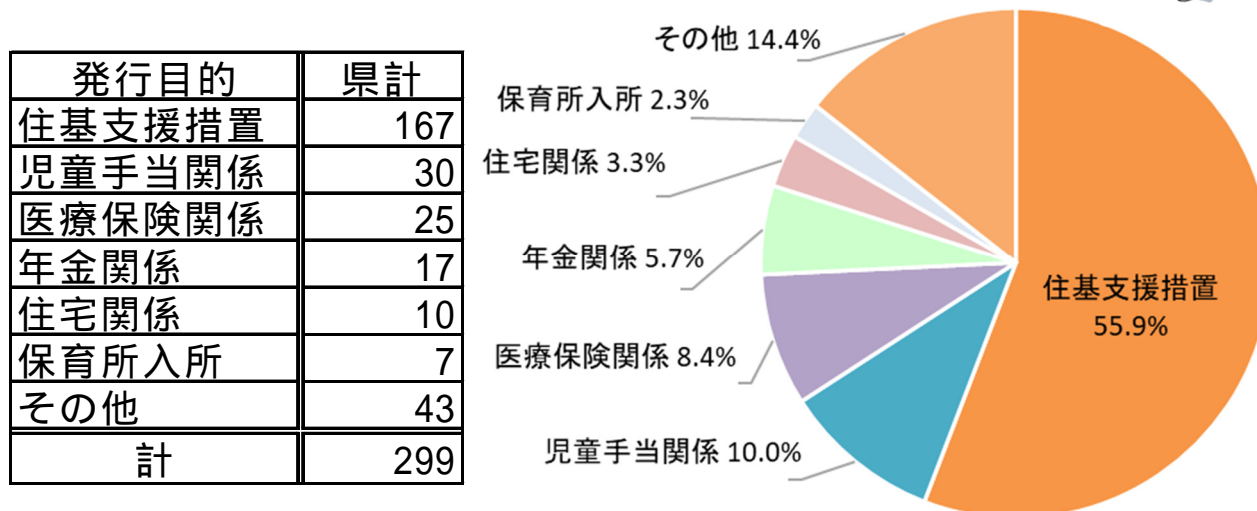


■ 来所等：来所、訪問、出張、同行支援  
 □ 電話等：電話、メール、FAX、手紙

### (4) 証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付している。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、多くの被害者支援の根拠に用いられている。

令和4年度は299件の証明書を交付した。



## 2 相談の内訳

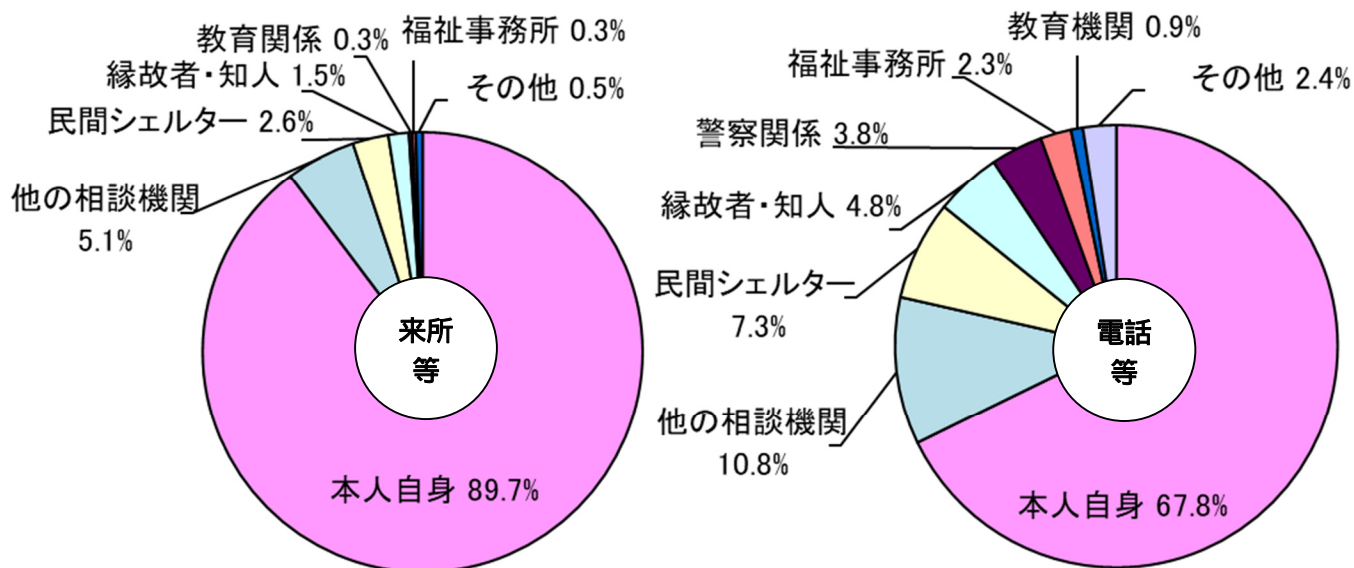
### (1) 相談経路(相談者)

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援につなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の 婦人相談所	他の 婦人相談員	福祉 事務所	他の 相談機関	社会 福祉施設等	医療 機関	民間 シェルター	縁故者・ 知人	DV センター	その他	計
来所等 相談	長崎	567	1	0	0	0	0	0	2	22	0	1	16	10	0	1	620
	佐世保	150	0	1	2	0	0	0	0	19	0	0	5	2	0	0	179
	県計	717	1	1	2	0	0	0	2	41	0	1	21	12	0	1	799
電話等 相談	長崎	1,164	72	1	11	0	0	0	34	219	3	13	88	81	8	11	1,705
	佐世保	402	16	3	9	0	5	7	18	30	1	3	80	31	1	0	606
	県計	1,566	88	4	20	0	5	7	52	249	4	16	168	112	9	11	2,311

\* 来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む

\* 電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

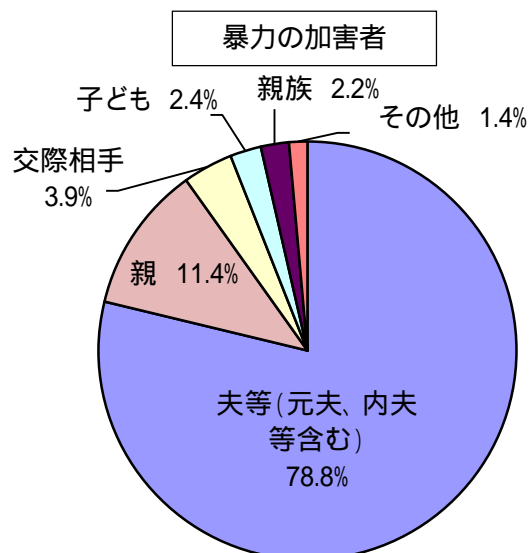
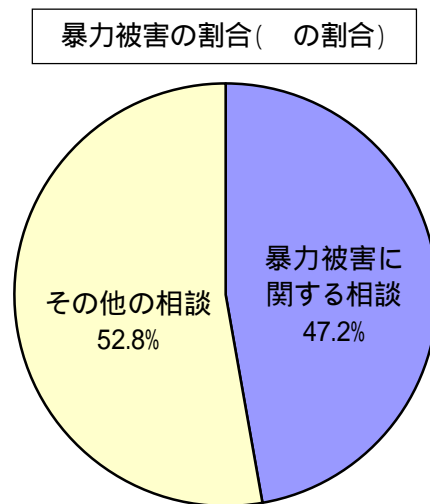
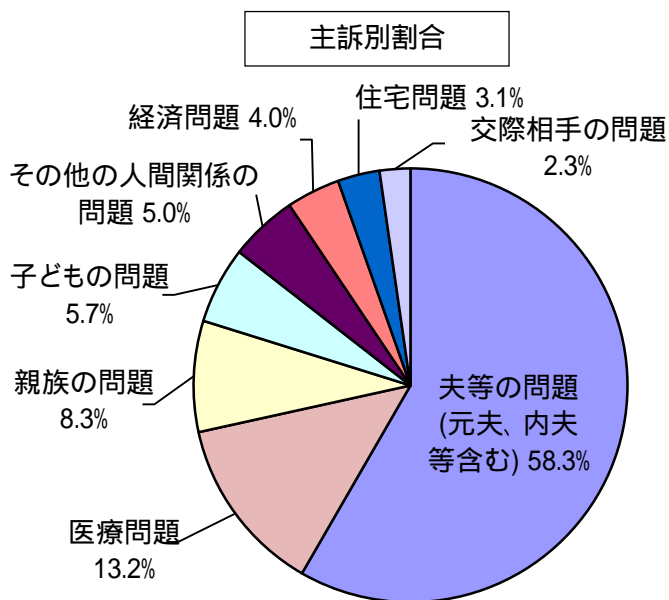


(2) 主訴

主訴の58.3%が夫等(元夫、内夫、同棲の交際相手等含む)との各種問題、47.2%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、78.8%が夫等パートナーからの暴力であり、暴力被害の相談から離婚問題に進むことが多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談12件、電話11件を含む。

主訴		内 訳		合計	
		来所等	電話等		
人間関係	夫等	夫等からの暴力	384	773	1,157
		酒乱・薬物中毒	1	0	1
		離婚問題	148	320	468
		その他	35	153	188
	夫等の問題		568	1,246	1,814
	子ども	子どもからの暴力	4	31	35
		養育困難	2	1	3
		その他	29	111	140
	子どもの問題		35	143	178
	親族	親からの暴力	44	123	167
		親族からの暴力	6	26	32
		その他	9	49	58
	親族の問題		59	198	257
	交際相手	交際相手からの暴力	14	43	57
		その他	3	11	14
	交際相手の問題		17	54	71
その他の者からの暴力		3	18	21	
男女問題		2	14	16	
不純異性交遊		0	0	0	
ストーカー被害		2	6	8	
家庭不和		5	20	25	
ヒモ・暴力団関係		0	0	0	
その他		9	78	87	
その他の人間関係の問題		21	136	157	
住宅関係	住宅問題	20	66	86	
	帰住先なし	2	9	11	
	住宅問題	22	75	97	
経済関係	生活困窮	9	25	34	
	借金・サラ金	9	16	25	
	求職	4	14	18	
	その他	10	38	48	
経済問題		32	93	125	
医療関係	病気	3	24	27	
	精神的問題	42	330	372	
	妊娠・出産	0	2	2	
	その他	0	10	10	
医療問題		45	366	411	
売春・人身取引	売春防止法第5条違反	0	0	0	
	売春強要	0	0	0	
	人身取引	0	0	0	
	売春・人身取引問題	0	0	0	
計		799	2,311	3,110	



( 3 ) 相談者の居所別

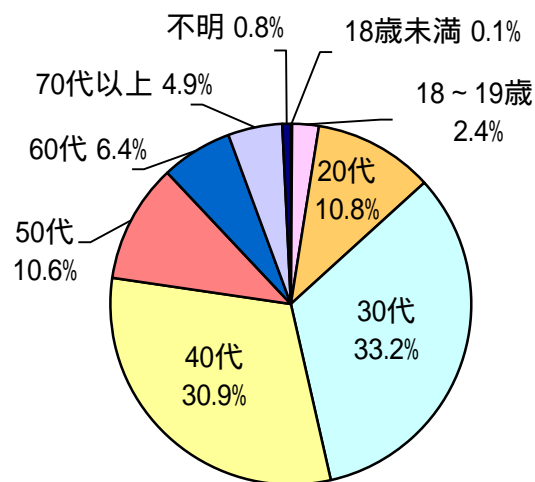
	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長崎	1,516	26	105	110	103	1	1	1	9	32	15	28	26	54	87	2	2	1	0	2	7	107	90	2,325
佐世保	8	486	1	0	5	34	14	0	0	0	6	0	34	0	0	16	18	12	0	80	3	40	28	785
県計	1,524	512	106	110	108	35	15	1	9	32	21	28	60	54	87	18	20	13	0	82	10	147	118	3,110

( 4 ) 来所等相談者の詳細

年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が74.8%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代以上からの相談もある。

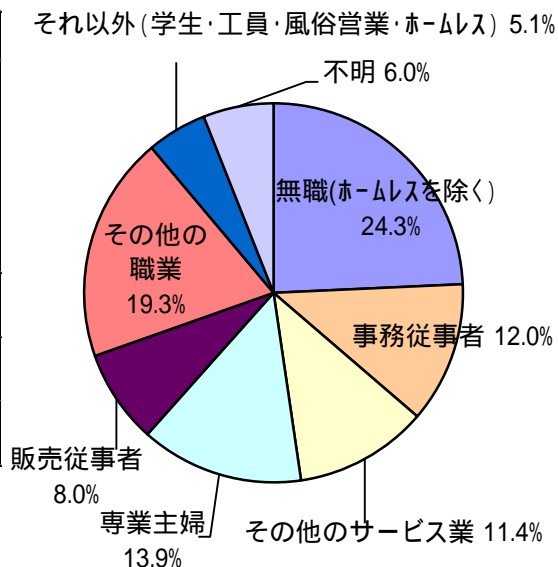
	10代 (内18 未満)	20代	30代	40代	50代	60代 (内65 以上)	70代	80代	不明	計
長崎	16(0)	73	192	186	74	46(25)	27	2	4	620
佐世保	4(1)	13	73	61	11	5(1)	10	0	2	179
県計	20(1)	86	265	247	85	51(26)	37	2	6	799



職業

無職(ホームレスを除く)と専業主婦で38.2%を占めている。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

	事務従事者	販売従事者	工員	サービス業		その他の職業	専業主婦	無職		学生	不明	計
				風俗営業関係	その他			ホームレス	その他			
長崎	82	46	13	3	73	120	65	0	166	15	37	620
佐世保	14	18	6	0	18	34	46	0	28	4	11	179
県計	96	64	19	3	91	154	111	0	194	19	48	799

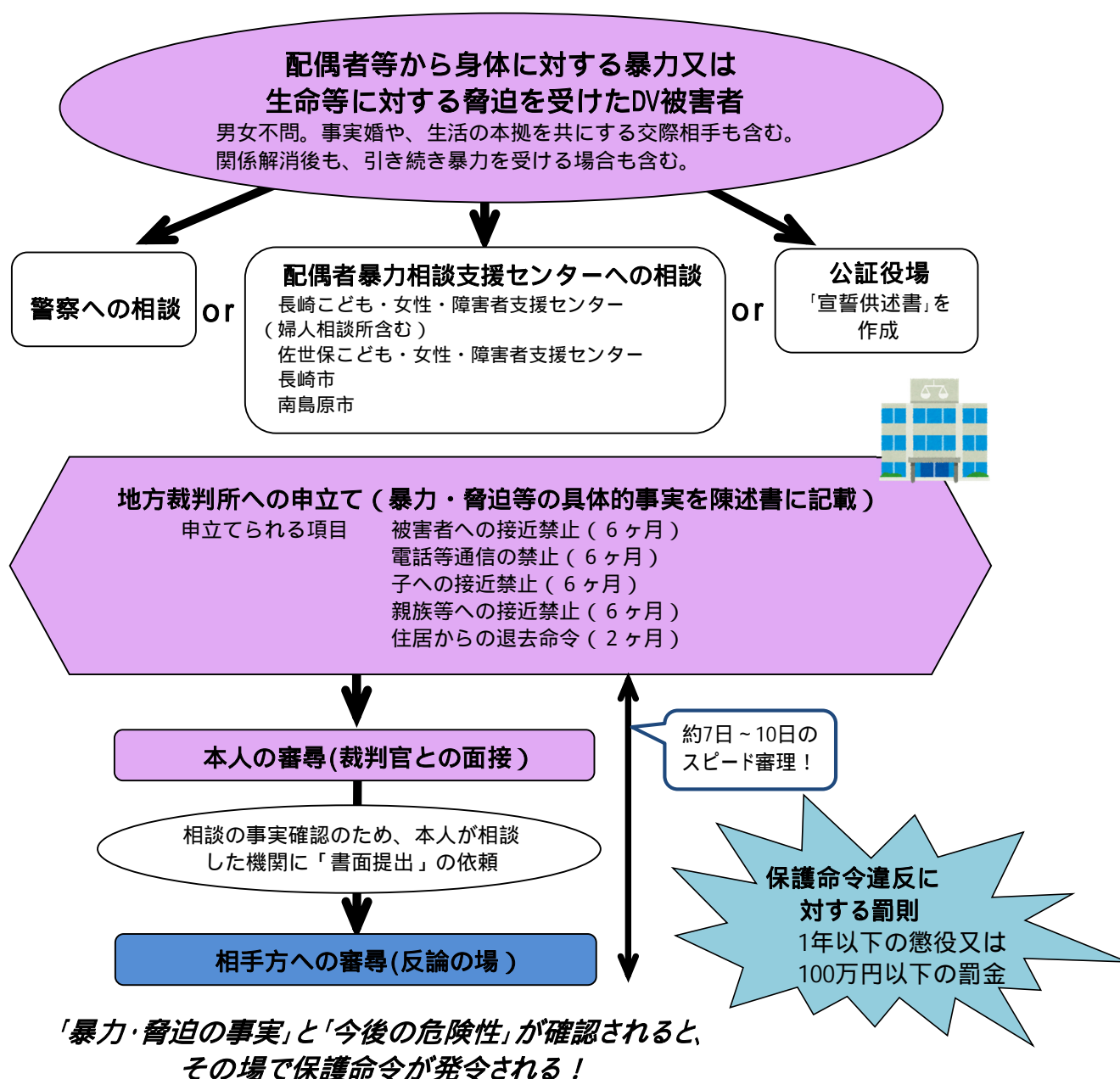


### 3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第10条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内容	申立書作成支援					地方裁判所への書面提出				
	H30	H31	R2	R3	R4	H30	H31	R2	R3	R4
長崎	28	26	38	16	20	4	2	2	1	0
佐世保	5	5	5	9	2	0	1	0	0	1
県計	33	31	43	25	22	4	3	2	1	1

#### 保護命令の手続きの流れ





## 4 事業

### (1) 弁護士相談事業

後述「一時保護 5 法律相談」に計上

### (2) 民間支援団体との協働事業

平成 21 年度から民間支援団体（NPO 法人）と協働することで、DV 被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和 4 年度は NPO 法人との連携会議を長崎地区 22 回（85 ケース）、佐世保地区 10 回（64 ケース）行った。

## 5 研修会の開催・講師派遣等



### (1) 研修会（主催）

名 称	月 日	研修内容
婦人相談員等(女性相談担当職員)研修会	7月26日	「DV 被害の影響とその回復過程の支援について」

### (2) 連携会議(主催)

名 称	月 日	参加機関
第 1 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	6月28日	配偶者暴力相談支援センター4 機関 男女共同参画推進担当 5 機関、長崎県
県北地区女性相談関係機関意見交換会	10月14日	警察・市町・民間団体・民間センター・県関係機関・両センター・長崎県 計 31 機関
県南地区女性相談関係機関意見交換会	11月16日	配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進担当、警察、司法関係、民間団体、民間センター、福祉事務所、保健所、長崎県 計 36 機関
第 2 回配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議	3月16日	配偶者暴力相談支援センター 4 機関

### (3) 講師等派遣

名 称	月 日	主 催	派遣職員
「被害者支援員養成講座(第 20 期)」	10月22日	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター	長崎センター 課長
「人身安全関連事案対策専科」研修	11月8日	長崎県警察本部 生活安全部人身安全対策課	長崎センター 課長



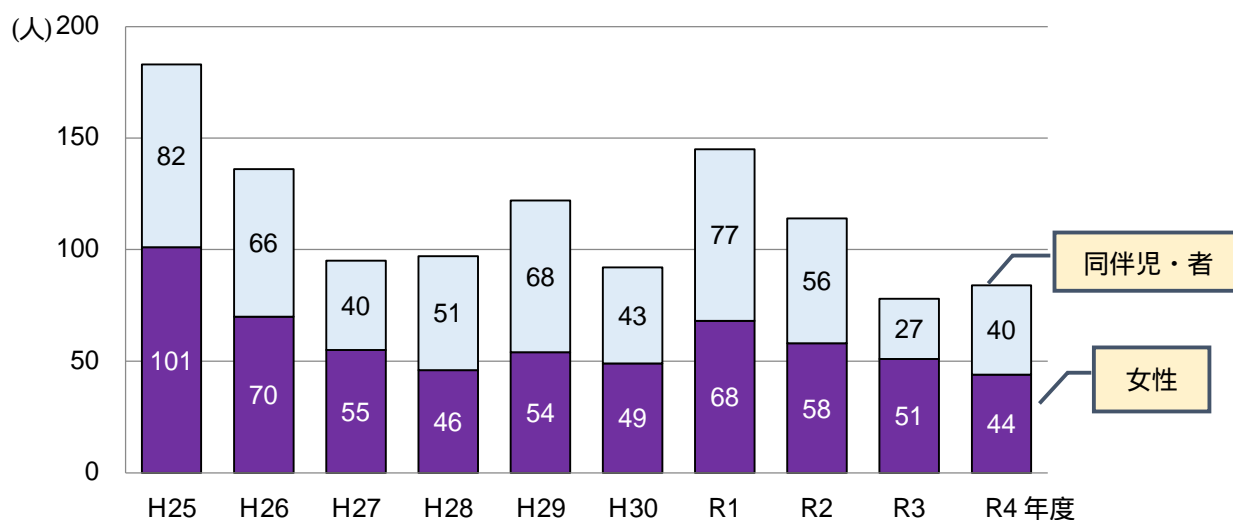
## ( ) 一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

### 1 一時保護の推移

#### (1) 入所者数

平成24年度には103名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は50名前後の保護となっている。令和4年度は、女性44名、同伴児・者(女性が同伴した家族)40名と合わせて84名の保護を行った。



#### (2) 一時保護の詳細

令和4年度は、女性の保護数は減少したものの、同伴児・者の保護数が多く、延日数が大きく増加した。

\* ( )はDV被害者数を再掲

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
女性	実人員	49(22)	68(44)	58(37)	51(26)	44(28)
	延べ日数	616	1033	760	511	634
同伴児・者	実人員	43(28)	77(67)	56(48)	27(15)	40(29)
	延べ日数	419	1448	767	330	532
合計	実人員	92(50)	145(111)	114(85)	78(41)	84(57)
	延べ日数	1,035	2,481	1,527	841	1,166
平均保護期間	女性	12.6	15.2	13.1	10.0	14.4
	同伴児・者	9.7	18.8	13.7	12.2	13.3
1日平均保護者数	女性	1.7	2.8	2.1	1.4	1.7
	同伴児・者	1.1	4	2.1	0.9	1.5
保護期間最長	女性	53	63	44	39	59
	同伴児・者	53	62	44	39	39
次年度へ継続	女性	3	1	4	1	1
	同伴児・者	1	4	7	0	0



## 2 昨年度の状況

### (1) 相談経路・主訴

一時保護となった44名の内、警察を通じて入所するケースが28件と半数以上を占めた。

また、64%にあたる28名がパートナー(夫や同棲の交際相手)からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、40名91%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、52%にあたる23件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

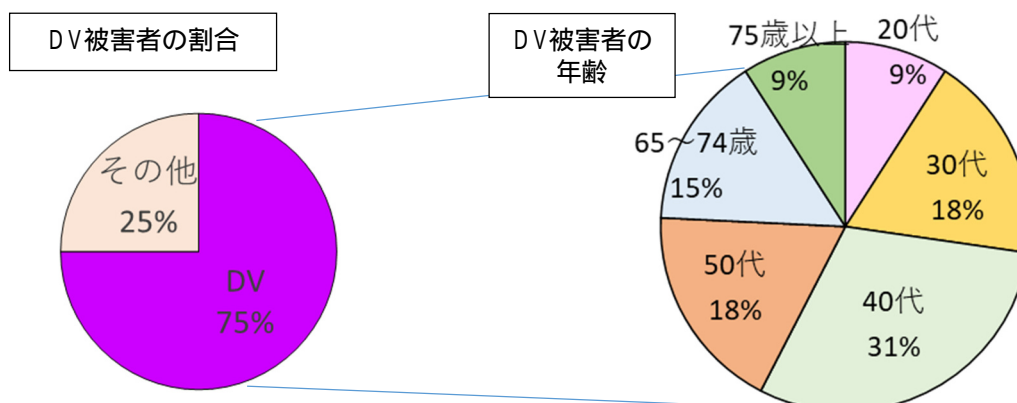
相談経路	DV	その他	総計	主訴		件数
警察関係	20	8	28	暴力被害	夫等の暴力(虐待含む)	29
福祉事務所	2	3	5		交際相手からの暴力	4
他の相談機関	1	3	4		親からの暴力	3
本人自身	5	1	6		親族からの暴力	1
医療機関	0	1	1		子どもからの暴力	3
総計	28	16	44	帰住先なし	1	
				家庭不和	1	
				男女問題	1	
				ストーカー被害	1	
				総計	44	

\* DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

### (2) 年齢別

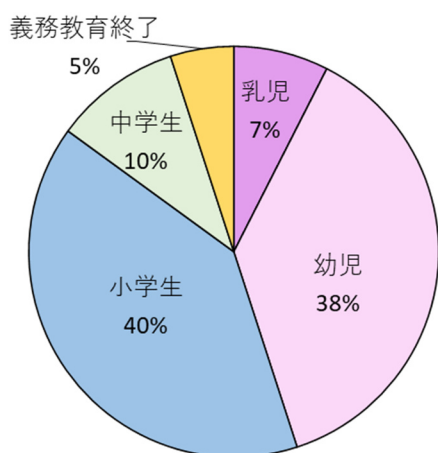
30代~50代が26名と59%を占めている。その中でも、DVを主訴に避難した女性については、85%を占めており、夫等や子ども、親族から深刻な暴力被害を受けている高齢の方の相談も多くなっている。

主となる主訴	総計	18~19歳	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65~74歳	75歳以上
夫等の暴力	29		3	5	10	4		4	3
交際相手からの暴力	4			1		2		1	
親からの暴力	3	1	1		1				
親族からの暴力	1	1							
子どもからの暴力	3					1		1	1
帰住先なし	1				1				
家庭不和	1		1						
男女問題	1			1					
ストーカー被害	1								1
総計	44	2	5	7	12	7	0	6	5



### (3) 同伴児・者

一時保護した女性の39%に同伴児・者があり、その内、DV被害者については82%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は40名で、その内、38%が幼児、小中学生は50%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが2名だった。



同伴児・者詳細	人数	入所期間(日)					
		1~5	6~10	11~15	16~20	21-30	31以上
DV被害者	乳児	3	1		1		1
	幼児	9	2	1	1	4	1
	小学生	12	3	2	2	3	2
	中学生	3	1	1		1	
	義務教育終了	2	1			1	
	18歳以上	0					
小計	29	8	4	3	10	2	2
その他	乳児	0					
	幼児	6	2		2	2	
	小学生	4			2	2	
	中学生	1	1				
	義務教育終了	0					
	18歳以上	0					
小計	11	3	0	4	4	0	0
総計	40	11	4	7	14	2	2

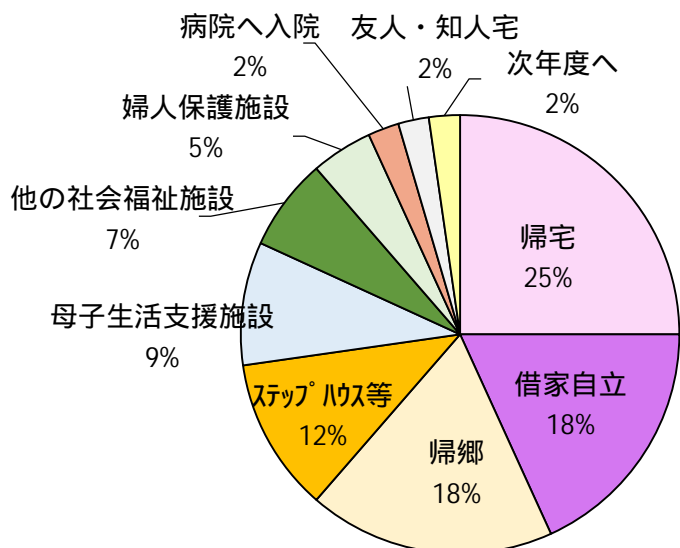
### (4) 処理別(退所理由)

処理別(退所理由)	DV	その他	総計
帰宅(直近の住居へ)	3	8	11
自立(アパート等への入居)	6	2	8
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	7	1	8
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)	5		5
母子生活支援施設入所	2	2	4
他の社会福祉施設へ入所	1	2	3
婦人保護施設へ入所	1	1	2
病院へ入院	1		1
友人宅・知人宅	1		1
次年度へ	1		1
総計	28	16	44

### (5) 出身地

出身地	人数
長崎市	24
佐世保市	2
諫早市	4
大村市	4
五島市	3
その他県内市町	6
県外	1
総計	44

長崎市出身者が55%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが1件あった。



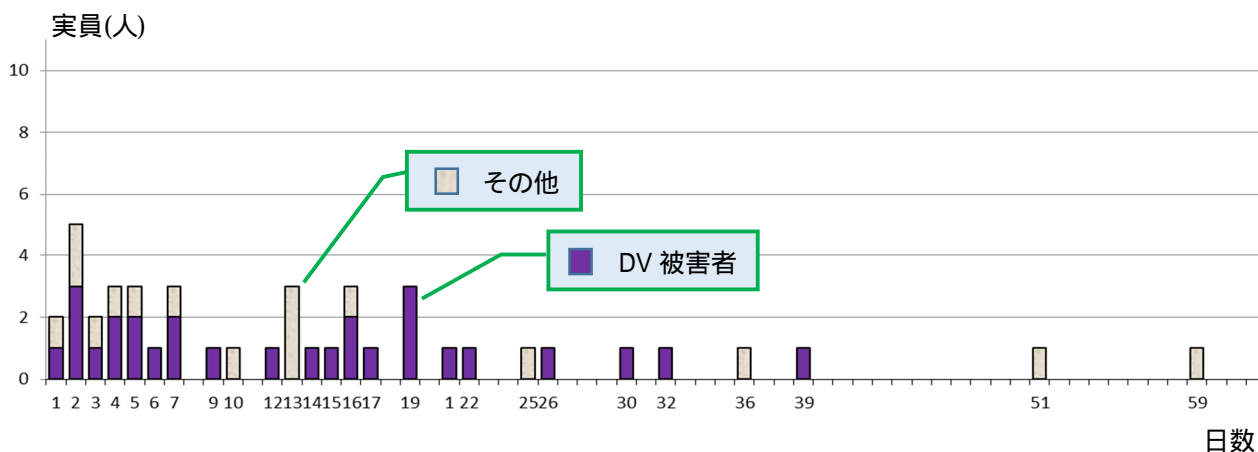
状況が落ち着いた時点で「直近の住居へ戻る者」が25%、「アパート等を借りて自立する者」が18%、「実家や親族を頼って退所となる者」が18%だった。母子生活支援施設へ移った方は9%いた。

また、新生活を始めるために資金がなく、入所中に生活保護の申請をしたケースが5件だった。

## (6) 滞在日数

令和4年度の平均保護期間は14.4日だった。5日以内で退所したケースが15名と多く、直近の住居への帰宅が6名、実家等への退所が3名、ホテルやステップハウスへの退所が2名、社会福祉施設等、病院、友人宅へ移った者がそれぞれ1名、次年度へ繰り越した者が1名となっている。

長期間の入所となったケースは、希望する住宅を探すために時間を要したのもの等であり、各関係機関との連携の下、新生活への道を切り開くことができた。



## 3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の生活向上のための講習会開催等を行っている。

### (1) 心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。

そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、心理面接を実施している。令和4年度は性格検査・知能検査等の心理検査を26件、心理面接を延べ221回実施した。

内容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女性	8	26
	同伴児	18	
心理面接	女性	151	221
	同伴児	70	



## (2) 精神科相談

心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、外来の相談者ととも一時保護の入所者も対象とした精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には強い不安や不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が9名だった。

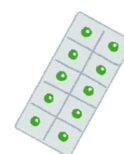
対象	診察の結果等	実人数
女性本人	要受診	9
	要経過観察	9
	医学的不介入	21
ケース相談		4
計		43



## (3) 服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和4年度は18名、41%の入所者について服薬管理を行った。



## (4) 法律相談（外来相談も含む）

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求めるFAX相談を行っている。相談者の48%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和4年度は13件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	12	41	2	55
FAX相談	8	10	6	24
計	20	51	8	79



## (5) ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	21	22
講座	5	13

## (6) 同伴児への対応

### 青いノート

DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。学齢児以上を対象とし、令和4年度は24名に実施した。





## 訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成 17 年度から専任の教諭が派遣している。平成 20 年度からは専用の学習室、平成 22 年 11 月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

令和 4 年度は平日 3 時限の授業を 43 日実施し、延べ 97 名の児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放されるなど、訪問教育の果たす役割は大きい。

	学年	実人員	授業日数 43日
小学	1年	2	
	2年	1	
	3年	3	
	4年	4	
	5年	1	
	6年	4	
中学	1年	1	3
	2年	1	
	3年	1	

延べ  
97名参加

## あれこれ会

(DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用)

児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。

令和4年度は、8名の同伴児に延べ20回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えるとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

## (7) 所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。令和年度は、新型コロナウイルス感染防止のために感染症対策講座を中心に開催した。

名 称	参加者
感染症対策講座	9名

## (8) 長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すとともに、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図るため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和4年度は6名が退所後継続して支援を受けた。

## 4 婦人保護施設への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、婦人保護施設に措置している。令和4年度は女性2名の措置を行った。